

第四十六回
參議院文教委員會會議錄第十九號

昭和三十九年三月三十一日(火曜日)

午後零時三分開會

委員の異動
三月三十一日

辭任
補欠選任

出席者は左のとおり。

理事

委員

- 本日の会議に付した案件
- 教育、文化及び学術に関する件
(当面の文教政策に関する件)
- 学校教育法等の一部を改正する件
案(加瀬元君外四名発議)
- 義務教育諸学校施設費国庫負担相談

一部を改正する法律案（内閣提出
衆議院送付）

(和議本款與之相合) 一
る法律案(内閣提出)

○委員長(中野文門君) ただいま、

文教委員会を開会いたします。

す。本日、大河原一次君が委員を差され、その補欠として米田勲君が選されました。

卷頭長(中野文門著) 当面の文

國務大臣 文部大臣 滯尾 弘吉君
旁讀者 丹 鼎君

第六部 文教委員會會議錄第十九号

昭和三十九年三月三十一日

○小林武君 政務次官にお尋ねをまず
したいわけです。小林君。
私の質問は朝鮮人の教育の問題なん
でございますが、その問題に入る前
に、「言うまでもなく朝鮮は長い間わが
国に併合されておつて、その間におい
て非常にかわいそうな境遇にあつたこ
とは、これは政務次官もよく承知して
いると思います。私も教師をやつてお
りまして、教育という面からだけでは
ござりますけれども、まあ学校につ
ておる子供たちが非常にかわいそうな
状態におかれおり、就職の問題一つ
を考えましても、はつきり差別を受け
るというようなこと。上級学校に進学
するというような者はきわめてまれで
あるというような、そういう状況に置
かれておる状態を見て、非常にわれわれ
れとしては氣の毒に感じておるわけで
す。いま朝鮮もそれぞれ韓國なり、北
朝鮮なりがあるて、そうして帰る人た
ちは帰つたのですけれども、長いこと
日本の国に併合されておつた朝鮮人
の人たちに対する、私はこれはほかに
の外国人と同一視されない責任が日本
にあるのではないか。日本人はそう感じ
じなければならないのではないか、こ
う思うのですが、そういう点について
政務次官はどうお考えになつておる
か、ひとつまずお尋ねをしておきた
い。

おった立場というものは、気持ちの上で小林先生もおっしゃるとおり、われもできるだけの措置はしなければならないということには全く同感でございます。ただ、いまの御質問の中で、他の外国人と違つた特別なものをひとつ考える必要があるのではないかという、その特別な方法というものについて、それでは具体的にどういう措置をしたらしいのか、これは単にいま言つた感情、同情、愛情、愛情という問題だけで済まされない外交上の慣例というものもありますので、その質問だけでは、それではどういうふうにしたらいいかということについて的確にすぐお答えできませんが、おっしゃるとおり、気持ちの上においては同感であると、こう申し上げざるを得ないかと思ひます。

れているというような場合においてはですよ。それについてはやはり私は政務次官としては、ただ気持ちだけ気の毒だと思うだけで、これに対してもイギリス人や、フランス人と同じ並にしか考えたり、あるいはこれに対して処置を考えたりするというようなことはないわけであります。

○政府委員(八木徹雄君) 的確にこういう処置をすべきではないか、こういうことはどうだというふうに言つていただかなければ、ただどう言われただけでは、それはどうしますということは、ちょっと言いかねると思うのでございますが、一つ具体的にこういう差別待遇がある、あるいはこういう愛情の届かない措置をしている、それをこういうふうにしたらどうか、こういうようなひとつお尋ねをいただければ答えやすいんじゃないかと思います。

○小林武君 いまの政務次官のそういうお話ですね。大体、朝鮮の人たちに対する文部省の考え方というのがよくあらわれていると思うんですよ。特別扱いはもうとにかくしてやれない。とにかく何十年ですか、日本に併合されてきてぎんざ苦労した。そうして現在日本人と同じようにとどまつていながら、まだまだ問題にぶつかっていると思ふ。そういう朝鮮の人たちに特別の手当を持っていないということは、いまだありますけれども、私は政務次官はこうたいへんものわかりのいいお方だから。具体的な問題はともかくとしまでの答弁でわかつたような気がするのであります。

て、やはり朝鮮人の教育の問題その他の問題については、ほかの外国人とは違うやはり立場で見なければならない

い、こういうふうにお考えになつていいんではないかと思っているが、ないようありますから、それじゃ別な質問に入りましょ。

お尋ねいたしましたが、これはあれですか、これは初中局にお尋ねしたほう

がいいのだと思うのですけれども、朝鮮人で小学校に入学をしなければならない子供の数とか、中学校に入学しなければならない生徒の数というのはどのくらいになつておりますか。

○政府委員(福田繁君) 昨年五月に私どものほうで調べたところによりますと、学齢相当の年齢の朝鮮人子弟が約十二万九千人でございます。その程度

○小林武君 これは小中学校合わせてですね。

○政府委員(福田繁君) 御説明申し上げます。両方でございます。義務教育の就学年齢相当の子弟でございます。

○小林武君 これは小中学校別にはわ

その中で、つけ加えますと、大体現在九万三千人ぐらいが就学いたしております。就学というか、小中学校で勉強しているということでございます。

○小林武君 これは小中学校別にはわ

その中で、つけ加えますと、大体現在九万三千人ぐらいが就学いたしております。就学というか、小中学校で勉強しているということでございます。

○政府委員(福田繁君) 先ほど申し上げました十二万九千のほうは、ちょっと小中学校別にわかりませんが、現在、日本の学校で勉強しております子供の数は、小学校六万一千九百人ばかりでございます。中学校で三万一千でござりますから、両方で約九万三千人

と、こういうような数になつております。在籍者の数は小中学校別に分かれ

ております。

○小林武君 いまの御答弁ですと、この九万三千人の小中学校の児童並びに

生徒は日本の学校に通つて、こう

いうことになりますか。

○政府委員(福田繁君) さようでござ

います。

○小林武君 それでは、朝鮮でいわゆる経営している学校といいますか、こ

れは韓国側でも北朝鮮側でもけつこうなんですけれども、その学校に通つている生徒児童というのはどういうことになつていますか、数において。

○政府委員(杉江清君) 私立学校に關係いたしますので、私のほうから御説明申し上げます。朝鮮人のみを収容し

ております学校、これは正規の私立学校、建国高等学校、これは第一條の私立学校でございます。このほかに、いわゆる各種学校がございます。で、

各種学校は三十三校ございまして、その在籍者数は一万九千人でございま

す。

○小林武君 この各種学校三十三校と

いうのは、これは小、中、高それぞれあるわけですが、大体、各種学

校ですかから小学校、中学校ということではないでしょうか、向こうのほ

うで一体大体小学校に見られるもの、中学校に見られるものというものは、大体考えてやつているように思うのですが、その点はどうですか。

○小林武君 政務次官にお尋ねをしたのですが、御指摘の大坂の学校は、御承知のように戦前からのものでござります」というと、民族教育を行なうたるわけですがね、ただいまの御答弁によるのですが、むしろ先方のほうで各種学校でありますというところでは、各種学校であります」とお伺いしたいわけです。

○政府委員(八木徹雄君) ちょっと大臣がお見えになつたから、いまの課題は

切にお答えができるのではないかと思

います。ですが、御指摘の大坂の学校は、御承知のように戦前からのものでございまして、いわゆるいま言われておる各

種学校とは質的にも歴史的にも相違

しておるものでございます。でございま

す。

○小林武君 時間がありませんので、あまりこれからいろいろなことを質問できないわけですから、いまの点について、民族教育をやつているのが工合が悪い。先ほども私申し上げていますが、もちろん日本で私立の学校をつくったとしても、これは合法的なのではないか。いまのままの姿の中では困難性が多いのじやないか。こういうふうに思うわけあります。

○小林武君 時間がありませんので、

あまりこれからいろいろなことを質問

できません。工合が悪い。先ほども私申し上げておるものでございます。でございまして、いわゆるいま言われておる各

種学校とは質的にも歴史的にも相違しておるものでございます。でございまして、いわゆるいま言われておる各

種学校とは質的にも歴史的にも相違しておるものでございます。でございまして、いわゆるいま言われておる各

種学校とは質的にも歴史的にも相違しておるものでございます。でございまして、いわゆるいま言われておる各

は、そのような各種学校と朝鮮学校に

関してのみ特別に学校教育法に基づく普通の小学校、中学校、高等学校に認められるかどうかとの判定と

いうものは、やはりそれらの学校が国内法に照らして合法的な学校になつていただけるということが望ましいのです

取り扱つてもらいたいという、こういいう希望が相當あるように聞いているわ

けなんです。こういう点について、こ

れはまあいろいろ教育の日本でそ

うのでけれども、これは普通の小学

校、中学校、高等学校にしてもらいた

いといふような希望は先方から出てお

りませんか。

○政府委員(杉江清君) 現在のこと

ろ、各種学校においては、母國語によ

るいわゆる民族教育が行なわれておる

のであります。学校教育法に規定い

ます。

いただけるということが望ましいので

はないか。先ほど民族教育といふこと

ばを管理局長が申しましたが、国内法

を全然無視したいわゆる独自の教育を

やつておるということだけでは、進学

指導と言つても、そのコース 자체も

違つておると思います。なかなかそれ

は、積極的にそれらの希望を聞いてや

るというのがほんとうではないかと思

うのですけれども、先ほど冒頭に質問

いたしましたように、政務次官として

は、この種の問題についてどうお考

えになりますか。希望があれば、これは

なります。

それができるよう先方自身もひとつ

お伺いしたいわけですね。

○政府委員(八木徹雄君) ちょっと大臣がお見えになつたから、いまの課題は

本の法律を認めないで勝手にやるとい

うことはできないわけになりますけれ

ども私は、文部省といつてしまして

いただけるということが望ましいので

はないか。先ほど民族教育といふこと

ばを管理局長が申しましたが、国内法

に照らして合法的な学校になつて

いただけるということが望ましいので

はないか。先ほど民族教育といふこと

ばを管理局長が申しましたが、国内法

す。それは一体、民族教育をやつしていくからだということにつながるとすれば、その民族教育というものは、一体どこに問題があるのか。私は先ほども申し上げましたように、朝鮮が日本のものにおいて併合されておつて、そしてよいよ自分の国というものを持つた、そういう場合には、朝鮮人の自覚をうながすような教材がその中に取り入れたのが悪いといふわけには私はいかないと思う。それが一体、非合法的ということになるのかどうか。どうして一体それが許可しないという理由になるのかどうかということがわからぬい。たとえば宗教というようなものを非常に重んじた、いわゆるミッションというものがあるわけです。あるいは私立の大学でも高校でも、それぞれ教育に対する一つの見解を持つておつて、そしてなるべく干渉されないような教育をやりたいと、こう言つていふ。そのことを合法のワク内でやれることになっている。一体どこがじゅまになるのか。この点を、灘尾文部大臣はおいでになられたけれども、先ほどから質問している都合がありまますから、やはり政務次官からお答えをいただきたいと思うのです。

ら、誤解を受けるのではないかと思ひますけれども、本質的に日本の学校教育法というものに準拠しないで、自分らだけで独自に教科課程といつものが編成され、そうしてそれを教えられるという姿の中では、いわゆる日本の教育法に基づく小学校、中学校、高等学校といふものの資格を与えるといふうわけにはまらないということでござりますして、いまの小林先生のおっしゃるようには、朝鮮語を教えるとか、朝鮮のそこの民族の歴史を教えるというだけの理由でこれを阻止しておるのだというふうには理解しておらないのであります。

県教育委員会の人事給与主管課長会議に文部省側から資料という形式で出された、いわゆる分限免職に関する指示事項の内容について、私は福田初中局長に対し質疑を行なつたのであります。この質疑応答は約一時間半に及んだものであります。その詳細は、第二号の会議録の五ページから三ページにわたつて登載されているとおりであります。当時、出席の各委員は、この経過を記憶されておられるここと思うが、この質疑応答は、不適格の問題、いわゆる「しみ」と「色彩」に関連する私の質問に対する初中局長の答弁とは、ある段階に至つて、きわめて明確を欠く質疑応答が繰り返され、空転するような事態に立ち至つたために、特に中野委員長から、福田局長よく質問に対してもわかりますように、福井局長が肝心なところが全く不明確であつて、いわばははずれの答弁が繰り返される状況となつたのであります。これは答弁ができなくなつたというよりも、むしろ明確な答弁をすれば、その答弁自体が重大な政治問題を惹起するこれが予想されるので、的確な答弁を避けたと思われる節があるのであります。

いが続けれられまして、いわゆる定数標準案並びに教科書無償措置法案の修正案等についてそれぞれ合意に達するともに、本件、すなわち分限免職の指示をさせることの確約がなされ、形式としては、文教委員会で私から簡単に質問をし、文部大臣がその旨を答弁するという手続をとり、質疑は中断のまま一応落着させるということになつたのであります。ですから、十二月十七日の文教委員会で、第三号会議録の三ページから四ページに登載されているような私の質問に対する初中局長の答弁をあげて、本件の質疑は多くの疑点を残したまま一応終結をみているのであります。念のために福田局長の答弁をあげてみますと、「ただいま御指摘がありました点については、私ども当時は定数法が成立しないかも知れないというような最悪の事態を予想した事務的な打ち合わせ会でございました。したがいまして、具体的に各府県の事情等を聴取しながらいろいろ打ち合わせたわけでございますが、現在の段階におきましては、その当時の事情とは全く一変いたしておりまして、事態は私は解消するものと考えております。したがいまして、当日指導いたしました資料等につきましては、今後早急の機会におきまして、教育委員会の関係者にその指導を中止するよういたしたいと考えております。」と答えており、灘尾文相は、「この問題はいろいろ御意見もあるうと存じますが、まあ当時の事情からいたしまして、今から考えれば、かな

り事務当局も取り越し苦労をしたものだと、こういうふうな考え方であります。ですが、そういうふうな最悪の場合の用意ということで相談をしたことと思うのであります。現在の段階に立つて考えます場合には、この法案が成立する必要は少しほぼ、あのような指導をする必要は少しもなかったということも言えるだらうと思うのでありますから、あの資料に基づいての指導というものは、初中局長の申しましたように、これ以上進行させない、いわゆる中止するということを申し上げて差しつかえございません。』と答弁をされているのであります。

政務次官、そして与党の文教関係の諸君との政治的な話し合いの結果、質問を中止してほしいという要望とともに、指示事項についてはこれを撤回するということでもありましたので、中斷のまま質疑を終わっているのであります。双方ともこの問題についてはたな上げられたものと言えます。でありますから、文部当局が一方的に本件に關し主張をし、説明をし、もしくは反論するがとき行動に出ることは、これらの経過から申しまして許されないとだと私は考へているのであります。もし文部当局がそのような行動に出て、新たに問題を提起するといふならば、私もまたこの委員会で引き続き質疑を行ない、究明をしなければならない筋のものだからであります。

あまり平生読んでおらないのでござりますが、一応通読はいたしました。私どもの所感を簡単に申しますれば、こういう委員会月報でこんなことを何ういうことはないというふうな気持がいたしておきました。精読いたしたわけではございませんので、一々のことば記憶いたしておりませんが、そんな感想がありましたので、その点につきましては、次官、局長にも注意いたしましたとして、今後このような記事がかつてに出てくるというふうなことはやめてほしいということをよく注意もいたしておきました次第であります。はしなくともこれが米田さんによつて問題とせられたことは、私はまことに残念に存じておりますが、心持ちは別に他意あつてのことではないと存じますけれども、あの委員会月報にあのような形でものが書かれるということは、よほど気がつけなければならぬと思います。将来とも十分注意したいと思っております。

市販になつてゐる冊子であることは、以前にもこれが問題になつたときには確かめたことがあります、いまもそのことは変わつてないかどうか。さう答弁が以前になされておりますが、それも間違いないか、念のために福岡県議会にお聞きをいたします。

○政府委員(福田繁君) お尋ねの点ございますが、かつて申し上げましたこともございますように、この教育委員会月報は、文部省初中局で発行しております教育委員会あるいは学校等にこれが配付されておりますことは、從来と変わりはございません。

○米田勲君 次にお尋ねしたいのは、この月報の三月号に、今村武俊の署名で、「色彩としみ物語」が掲載されておりますが、この今村武俊という人物の現在の役職は何でしょうか、局長になつてから何年になりますか。

○政府委員(福田繁君) 初等中等教育局地方課長でございます。

○米田勲君 福田局長は、この月報の発行責任者でありますから、月報三月号に載せられておる「色彩としみ物語」の文章を編集発行以前に内容を確かめ、これを掲載することとの適否について判断をされたことと思うが、どのふうな措置がとられたのかお尋ねをして

ます。

○政府委員(福田繁君) 発行の責任者は私でございますが、この刊行物につきましては、從来から公文書のような決裁をして決定するという仕組みにしておらず、それがどうなつていいのでございます。この雑誌の編集会議等にまかしてございますので、したがいまして、事前にこの文章を私が読むということはございません。

○米田勲君　事前にこの文章を登載することの適否については、局長は判断をなされる機会がなかったようあります。編集会議に委任をされたようありますが、しかし、私はこの文章書いた人物があなたの所管の今村課であるという限りにおいては、福田中局長の統轄下にある人物が書いたのでありますから、当然、文章の内容並に掲載をさせたことについての責任あなたは負うべきだと考へるのでが、局長の見解をお尋ねします。

○政府委員(福田繁君)　これは登載したことにつきましては、もちろん私責任でございます。

○米田勲君　この文章には、冒頭に、一月二十三日の人事給与・主管課長会議で協議したことは「事務屋の良心」を讃嘆して、しごく当然のこととしたに過ぎないと、いまなお確信しているのが、世の中には意外なことが起ることなのである。以下、その意外なことが、色彩とし――物語を紹介して、いよいよ誤解したままの方々に事の真相を知つていただきたいと思う。こうすれば、以下引き続きその主張を書いていきます。

そこで、この際、局長にお尋ねをしますが、「いまなお誤解したままの方に事の真相を」云々とあるが、ここで言う「誤解したままの方々」とは、一体具体的にだれだれであるのか、御説明をいただきます。

○政府委員(福田繁君)　先ほどお述べになりました中にもございましたように、昨年の十一月の二十三日、人事給与・主管課長会議を私ども招集いたしました際に、非常に定数法の成り行き

について懸念を持つておつたときであります。したがいまして、当時としては万全の措置を、備えを一応していくべきという意味において指導いたしましたことは、これはすでに申し上げたまことに、これは御承知をいただけると思います。それに基づいてこの文章を見ますと、「いまなお誤解したままの人がいるということとございますが私の聞いております範囲では、地方教育委員会の関係者の中には、やはるにいわゆるしみと色彩といふ、そういうことばの内容、あるいはこれは大阪地裁の判決の文章からとったものでございますが、そういうものについていろいろな誤解や何かあります質問をしてくる者があるようであります。私の聞いておりますのは、教育委員会関係者でございます。

○米田勲君 あなたのお言われるようこともあるかも知れないが、それでお尋ねをします。「いまなお誤解しままの方々」の中に、具体的にわれ社会党の文教委員、特に私は含まれているかどうか、それをお答え願います。

○米田勲君 それは、そういう逃げ口上は私は納得できません。私はこのことに重大な疑義を持って質問したのです。そして、その質問は終わってない。疑惑は解消されないまま中断さず。

れ、たな上げされて いる。ですか
ら、私はまだこの分限免職の指示内容
について理解をしておらない、これは

○政府委員(福田繁君)

○政務委員(福田繁輔) そのことより

の地について知らせる意味におきまし

な上げされて、いざその真相を云えよう。

もこのはうな形式と手段によつて新たな

これがその当時の解決に對し難してか

事の真相を明確に伝えておる文章であると判断をいたすかどうか、あなたの見解をお尋ねします。

ようにも要請をしましたので三月号が流れわれに配付された。こういうことであります。ですから、私に言わせる
と、この文教委員会で非常に問題にな

知つていながら、その経緯を一方的に無視して、今回この文章を登載するという行動に出たということは、大臣と私どもとの間の政治的な約束を破った行

その他の考え方について、何とかはつきりしないままになつておりますから、それをはつきりさせておきたいと、いう気持ちで書いたのではないかと想

○米田勲君 この指示事項は、一番問題になつた個所はこの委員会であります。全国のどこを見たって、この委員会ほどの問題が真剣に論ぜられた場所はない、しかも私は重大な疑義を持つてこの質問をし、その疑義はまだに解決していない。だから留保してある、ですから、あなたは言いたくないのであれば、私はこの誤解をされた方々の中に私が入つておる、社会党の委員が入つておると答えられなければ答えられなくともいいです。しかし、事情はそうなつてゐるのだということだけあなたも承知するはずであります。ところが、誤解をいまなおされたままの方々に事の真相を知らそうといふ言い方で、この文章を月報三月号に載せて全国に、調査によると約一万余冊配付をしているのです。まことに、もし一步譲つて、私どもでなく、全国の関係者で誤解を持つておる者がおる、それに対して真相を理解させると、いうことの目的で登載したとすれば、この文章は、初中局長が客観的に見て、

○米田勲君 その見解は私と全く相反しております。私はあとで逐一私の見解を述べながら質問をいたしますが、この文章は事の真相を伝えるのにはきわめて不適切な文章であるということを前もって申し上げておきます。

ところで、私はここで一点触れておきたいのは、昨年の五月号のこの委員会月報までは、われわれ文教委員に毎月この月報は資料として配付になつておりました。ところが、私がこの月報問題で教科書無償措置法案に関連をして問題にしたことがあります。それ以来今日まで、三月号を渡されるまでは、全くこの月報はわれわれ文教委員に渡されなかつたのであります。文部省のある関係者は私に、文教委員に月報を配付すると追及の種本を渡すようなものですから配付しなかつたのです、こう言つております。しかし、そのことは、眞偽はとにかくとして、自來今日までわれわれに配付されなかつたことは事実であります。今度、秋山委員が特に月報を資料として配付する

をします。先ほども読み上げましたように、この文章の冒頭に、「事務屋の良心に誓つて、しぐく当然のことをしてすがないと、いまなお確信している」と称してこの文章を書き、その内容も一方的なものだと私は思うが、内容の問題は後刻お尋ねをすることにいたしまして、月報三月号に載せてこれを全国に流したわけであります。さきに、私が本件の経過と見解を明らかにしましたように、文部大臣はその当時、あのような指導をする必要は少しもなかつたということも言えるだらうと思うのでありますからとも申され、指示の撤回、作業の中止を約束され、私も質疑の中斷に応じますとなつてゐる。いわば、先ほども申しましたが、双方たな上げの形に処理するという政治的な約束であったと私は今日もなお理解をしておるのであります。このことについて文部大臣に見て見解をこの際お聞きしたいのであります。ところがです、重ねてお聞きをしますが、今回、文部当局がこれらの縦縛を

○國務大臣(灘尾弘吉君) 私は、先ほど申し上げましたように、忙しいものですからこれを精読もいたしておりませんが、ただ、先ほどお答え申し上げましたように、ざつと読んでみまして、この月報にこういうものを体験する必要があるのかどうか、また書くとしても、このような形が一体適当であるかどうかというふうなことに疑問を感じましたので、これは気をつけてほしいということを下僚に申しました。問題となりました事柄は、當時、皆さんの御協力によりまして政治的に解決した問題で、これをまた蒸し返してかれこれする必要もないことだと私は思つております。ただ、ここに書きました心持ちは、これをまた蒸し返して議論をふつかけるの、かれこれ言うのというつもりではもちろんないと私は思つております。いわゆるしみと色彩ですか、ということいろいろ論議されておりましたものの、事務当局としての法律的

かなりおりもしろく書いたつもりがどうかは存じませんけれども、こういうような書き方でやることがいいのか悪いのか。またいま米田さんがお読みになりました非常に御不満をお感じになられるような調子があるとするならば、これはまあきわめて不適当な表現と言わざるを得ないのであります。そういうことでありますので、今後ひとつこういう問題については特に気をつけてほしいということを、私は厳重に注意をいたしました。なぜかと云ふと、当時の問題それ自身につきましては、あの解決のとおりであります。私はこれ以上かれこれ言うべきことはないと思っております。

○市田勲君 私は、いまこの文章の内容がどうどうということでなしに、大臣にそのとおりだと認めていただきたいことは、あのときの話し合いについて、問題は双方ともたな上げにしたのだと、こういう事実をはつきり大臣も認めになつています、いまのお答えの中で。しかし後半に述べられたこと

は、大臣の所管をしておる文部省内の人の書いたことですから、立場としてはそういうふうに善意に解釈をして事をお運びになる気持ちはよくわかります。しかし、それはそれだけでは事は終わらないということあります。この月報は、先ほども申しましたように、一万八千冊全国にばらまかれておるという事実は、文部省内だけでこの問題がとどまるものではないということにあるということをよくお考えを願いたいのです。私はこの問題をまつ正面から不法呼ぼわりをするではありません。しかし、そこで私が問題ではないのであります。また私は言論の自由といふことも、みずからふだん主張しておりますからよく承知をしております。しかし、ここで私が問題にするのは、本件はきわめて複雑重要な経過があるということです。大臣自身もそれを認めておられるようになります。これが動き出している段階ですから、あの当時でさえも双方たな上げをしてお互いに話し合いの結果、双方とも行なおうとしたことをたな上げしていきます。ですから、私は今までに標準定数法が成立して、これが動き出している段階ですから、この動きを認め、おたな上げをしておられたものを、いまさら何を好んでかこの問題を取り上げて、月報で長々書きつづって全国に流す必要があつたかといふことに對して、私はきわめて疑問を持つと同時に、そのやり方に對してきわめて不当だという結論を持つておるのであります。さらに、私は問題を一方的に取り上げて報道したことなどが不當だといふだけでなく、質疑者の私の立場を無視しきたこのよろづや形式による文章を全国にばらまいたという行為についても、いまだお誤解をしている方々に事の真相

を知りたいとは言つていますが、私はその手段方法において、すなおにこれを大臣のようには理解することができます。先ほどおおきな事ができることあります。私は後刻この文章の重要な部分に触れて、大臣のその推測とすれば問題であるが、しかし、そういう考え方ではなかつたのだろうと考えておるというは大臣の推測にすぎないであります。私は議員の発言はあくまでも重要な部分に触れて、大臣のその推測は事実と相違していることをよく明らかにしてまいりたいと思います。ところで、この文章はお読みになつてわかりますように、十二ページから書き起こされております。ここで私は文部大臣にはつきり御答弁をいただきたいことは、国会における委員会や本会議で述べられた国会議員の発言は、いかなる場合にもその責任は問われないことを法は定めていますが、このことは立法府における議員の発言の自由を最大限に保障するという精神によるものであります。このことがまた民主政治の基本となる重要な条件だからであります。このことは大臣も同感だと思います。その念のために承りたいと思います。

○國務大臣(難尾弘吉君) 国会における議員の発言といふものはあくまで自由でなければならぬ、したがいまして、それに対しましては法が責任を問うということはしておらないと思ひます。私はそのとおりだと思います。

○米田勲君 議員の発言の自由を最大限に保障するという法の規定は、その発言が單に法律によつて処罰されることがないというばかりでなく、道義的にも保障されなければならないという精神にも通するものだと私は理解をし

ております。大臣の見解はいかがですか。

○國務大臣(難尾弘吉君) どうもおっしゃる意味がよくわからないのであります。私は議員の発言はあくまでもその自由を保障するというのが現在のたてまえであると思います。しかし、

議員の発言に対しましてこれを批判するのも国民の自由であるというふうには考えております。いま仰せになりまして、私はよくわかりませんが、お答えになりましたかどうか。

○米田勲君 法律の正しい解釈や理解を深めるために、立法府における法案の審査過程において述べられた議員の発言を引用し、説明をし、啓蒙することにしてまいりたいと思います。

午後一時十分休憩

午後四時三十二分開会

○委員長(中野文門君) これより委員会を開いたします。

午後一時十分休憩

○委員長(中野文門君) 速記を起こして。暫時休憩をいたします。

午後一時十分休憩

められました。また、從來、寮母の資格については、何ら規定がなく、その身分につきましては、教育公務員特例法施行令第三条により特例法の準用が規定されていたのであります。が、今回、学校教育法において盲、聾学校、養護学校には寮母を置くことを規定し、その職務規定を定めるとともに、教育公務員特例法において身分を明確にいたそとするものでございます。

次に、養護助教諭と実習助手について申し上げます。從来、養護助教諭はその資格に関しましては、教育職員免許法に規定がございます。また、実習助手につきましては、国立学校設置法

施行規則第十二条並びに高等学校設置基準第十二条におきまして、これを置く規定がござります。また、两者ともに教育公務員特例法の准用を受けるこ

とは寮母と同様、施行令第三条により定められておりますが、特例法に規定する教育公務員には含まれていないの

であります。なお、從來両者の職務につきまして、学校教育法施行規則には何ら規定がなかつたのであります。これも昭和三十二年十二月の学校教育

法施行規則の改正によりまして、養護

助教諭は第四十九条で、実習助手は第六十四条の三でそれぞれ職務規定を追

加いたしておりますが、法律による定めはないのであります。これらの養護

助教諭や実習助手が、それぞれの学校におきまして果たしております職務

が、それらの学校の教育に欠くことのできない重要性を持つておりますことは、ここにあらためて申すまでもござ

いませんが、特に、近時、科学技術教育の振興のために、実習助手の必要性が痛感されているのであります。した

がいまして、先に述べました寮母と同様に、その学校教育法及び教育公務員特例法におきまして、養護助教諭と実習助手を加え、その職務と身分関係を明確に規定いたそうとするものでござります。

最後に、助手について申し上げます。現在、学校教育法には、大学並びに高等専門学校に助手を置く規定がござりますが、その身分に閑しましては、

教育公務員特例法施行令第二条第一項

で特例法を準用することになつておりますので、これを改めまして、特例法

上の教育公務員にしようとするもので

ございます。

以上が、改正点の要旨でございます

が、これらはいずれも重要な学校教育

運営に大事な役割りをなつてゐる人

の責任感と自信と希望がより一そく高

められ、さらにその資質が向上し、待

遇等も漸次改善されますならば、学校

教育振興上、きわめて適切な措置であ

ると信ずるものであります。

何とぞ、十分御審議の上、すみやかに

御賛成くださるようお願い申し上げま

すことあります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及び内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、すみやかに

御賛成くださるようお願い申し上げま

ことあります。

○委員長(中野文門君) 以上で提案理

由の説明聽取は終了いたしました。

○國務大臣(灘尾弘吉君) 今回、政府

から提出いたしました義務教育諸学校

施設費国庫負担法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

現行の義務教育諸学校施設費国庫負担法は、昭和三十三年に制定され、公

立義務教育諸学校の施設の整備に要する経費について国がその一部を負担す

る制度が確立されたのであります。政

府は、この制度のもとに、翌三十四年

度を初年度とする公立文教施設整備五

九年計画を樹立し、義務教育諸学校の施設の整備につとめてまいつたので

あります。が、ほぼ当時の目標を達成して若干の規定の整備をいたすことと

ますので、これを改めまして、特例法

で特例法を準用することになつておりますので、これを改めまして、特例法

の施行期日を本年四月一日からと

して昭和三十八年度以前の予算にかかる国庫負担金及び国庫補助金につきま

して若干の規定の整備をいたすことと

ますので、これを改めまして、特例法

の施行期日を本年四月一日からと

して昭和三十九年度

から新しい計画をもつて、公立文教施

設の一そな整備をはかる必要がある

のであります。が、この際かねて懸案となつてゐる諸点について現行制度を

改善し、もつて公立学校施設の整備充

実をはかるため、この法律案を提出いたしました。

この法律案の内容は、まず第一に、

小学校及び中学校の校舎の新築または増築を要する経費について、現在、普通教室の不足による不正常授業の解消

をはかる場合に国庫負担を行なうこととしているのに対し、これを特別教室

まで含めて教室の不足の解消をはかる場合に広げようとしたのであります。

第二は、小学校及び中学校の校舎の新築、増築または改築にかかる国庫負担金の算定の基礎となる学校建物の必要坪数を、児童生徒数を基準とする

ことから学級数を基準とすることに改めたのであります。第三は、小学校の内運動場並びに小学校及び中学校の校舎を統合したことによつて必要となつた屋

費の一部について、国が新たに負担することといたしたことであります。第四は、近年各地で見られます集団的な住宅の建設に伴つて校舎の不足が生ずるおそれがある場合は、校舎の整備を

行なう場合に、その費用を国庫負担することといたしたことであります。第五

は、工事費の算定方法の特例につきましては、その身分に閑しましては、

原則として一年前向きに行ない得ることといたしたことであります。第六

は、工事費の算定方法の特例につきましては、その身分に閑しましては、

原則として一年前向きに行ない得ることといたしたことであります。第七

は、工事費の算定方法の特例につきましては、その身分に閑しましては、

原則として一年前向きに行ない得ることといたしたことであります。

第三条第一項では、小学校または中学校の校舎の新築または増築に要する

経費について、国庫負担を行なう場合の条件としております不正常授業の解消を、教室の不足の解消と改めたことがあります。これは、現行の不正常授業の範囲は、普通教室の不足の場合のみ限られておりますが、今回、普通教室のみならず特別教室をも含めて教室の不足がある場合には、これを国庫負担の対象とすることとしたものであります。また、小学校の屋内運動場の新築または増築に要する経費について、本年度をもつて終了いたしましたのであります。昭和三十九年度

から新しい計画をもつて、公立文教施設の一そな整備をはかる必要がある

のであります。が、この際かねて懸案となつてゐる諸点について現行制度を

改善し、もつて公立学校施設の整備充

実をはかるため、この法律案を提出いたしました。

この法律案の内容は、まず第一に、

小学校及び中学校の校舎の新築または

増築を要する経費について、現在、普

通教室の不足による不正常授業の解消

をはかる場合に国庫負担を行なうこと

としているのに対し、これを特別教室

まで含めて教室の不足の解消をはかる場合に広げようとしたのであります。

第二は、小学校及び中学校の校舎の新築、増築または改築にかかる国庫負担金の算定の基礎となる学校建物の必要坪数を、児童生徒数を基準とする

ことから学級数を基準とすることに改めたのであります。第三は、小学校の内運動場並びに小学校及び中学校の校舎を統合したことによつて必要となつた屋

費の一部について、国が新たに負担することといたしたことであります。第四は、近年各地で見られます集団的な

住宅の建設に伴つて校舎の不足が生ずるおそれがある場合は、校舎の整備を

行なう場合に、その費用を国庫負担することといたしたことであります。第五

は、工事費の算定方法の特例につきましては、その身分に閑しましては、

原則として一年前向きに行ない得ることといたしたことであります。第六

は、工事費の算定方法の特例につきましては、その身分に閑しましては、

原則として一年前向きに行ない得ることといたしたことであります。

第三条第一項では、小学校または中学校の校舎の新築または増築に要する

経費について、国庫負担を行なう場合の条件としております不正常授業の解消を、教室の不足の解消と改めたことがあります。これは、現行の不正常授業の範囲は、普通教室の不足の場合のみ限られておりますが、今回、普通教室のみならず特別教室をも含めて教室の不足がある場合には、これを国庫負担の対象とすることとしたものであります。また、小学校の屋内運動場の新築または増築に要する経費について、本年度をもつて終了いたしましたのであります。昭和三十九年度

から新しい計画をもつて、公立文教施設の一そな整備をはかる必要がある

のであります。が、この際かねて懸案となつてゐる諸点について現行制度を

改善し、もつて公立学校施設の整備充

実をはかるため、この法律案を提出いたしました。

この法律案の内容は、まず第一に、

小学校及び中学校の校舎の新築または

増築を要する経費について、現在、普

通教室の不足による不正常授業の解消

をはかる場合に国庫負担を行なうこと

としているのに対し、これを特別教室

まで含めて教室の不足の解消をはかる場合に広げようとしたのであります。

第二は、小学校及び中学校の校舎の新築、増築または改築にかかる国庫負担金の算定の基礎となる学校建物の必要坪数を、児童生徒数を基準とする

ことから学級数を基準とすることに改めたのであります。第三は、小学校の内運動場並びに小学校及び中学校の校舎を統合したことによつて必要となつた屋

費の一部について、国が新たに負担することといたしたことであります。第四は、近年各地で見られます集団的な

住宅の建設に伴つて校舎の不足が生ずるおそれがある場合は、校舎の整備を

行なう場合に、その費用を国庫負担することといたしたことであります。第五

は、工事費の算定方法の特例につきましては、その身分に閑しましては、

原則として一年前向きに行ない得ることといたしたことであります。

第三条第一項では、小学校または中学校の校舎の新築または増築に要する

経費について、国庫負担を行なう場合の条件としております不正常授業の解消を、教室の不足の解消と改めたことがあります。これは、現行の不正常授業の範囲は、普通教室の不足の場合のみ限られておりますが、今回、普通教室のみならず特別教室をも含めて教室の不足がある場合には、これを国庫負担の対象とすることとしたものであります。また、小学校の屋内運動場の新築または増築に要する経費について、本年度をもつて終了いたしましたのであります。昭和三十九年度

から新しい計画をもつて、公立文教施設の一そな整備をはかる必要がある

のであります。が、この際かねて懸案となつてゐる諸点について現行制度を

改善し、もつて公立学校施設の整備充

実をはかるため、この法律案を提出いたしました。

この法律案の内容は、まず第一に、

小学校及び中学校の校舎の新築または

増築を要する経費について、現在、普

通教室の不足による不正常授業の解消

をはかる場合に国庫負担を行なうこと

としているのに対し、これを特別教室

まで含めて教室の不足の解消をはかる場合に広げようとしたのであります。

第二は、小学校及び中学校の校舎の新築、増築または改築にかかる国庫負担金の算定の基礎となる学校建物の必要坪数を、児童生徒数を基準とする

ことから学級数を基準とすることに改めたのであります。第三は、小学校の内運動場並びに小学校及び中学校の校舎を統合したことによつて必要となつた屋

費の一部について、国が新たに負担することといたしたことであります。第四は、近年各地で見られます集団的な

住宅の建設に伴つて校舎の不足が生ずるおそれがある場合は、校舎の整備を

行なう場合に、その費用を国庫負担することといたしたことであります。第五

は、工事費の算定方法の特例につきましては、その身分に閑しましては、

原則として一年前向きに行ない得ることといたしたことであります。

第三条第一項では、小学校または中学校の校舎の新築または増築に要する

経費について、国庫負担を行なう場合の条件としております不正常授業の解消を、教室の不足の解消と改めたことがあります。これは、現行の不正常授業の範囲は、普通教室の不足の場合のみ限られておりますが、今回、普通教室のみならず特別教室をも含めて教室の不足がある場合には、これを国庫負担の対象とすることとしたものであります。また、小学校の屋内運動場の新築または増築に要する経費について、本年度をもつて終了いたしましたのであります。昭和三十九年度

から新しい計画をもつて、公立文教施設の一そな整備をはかる必要がある

のであります。が、この際かねて懸案となつてゐる諸点について現行制度を

改善し、もつて公立学校施設の整備充

実をはかるため、この法律案を提出いたしました。

この法律案の内容は、まず第一に、

小学校及び中学校の校舎の新築または

増築を要する経費について、現在、普

通教室の不足による不正常授業の解消

をはかる場合に国庫負担を行なうこと

としているのに対し、これを特別教室

まで含めて教室の不足の解消をはかる場合に広げようとしたのであります。

第二は、小学校及び中学校の校舎の新築、増築または改築にかかる国庫負担金の算定の基礎となる学校建物の必要坪数を、児童生徒数を基準とする

ことから学級数を基準とすることに改めたのであります。第三は、小学校の内運動場並びに小学校及び中学校の校舎を統合したことによつて必要となつた屋

費の一部について、国が新たに負担することといたしたことであります。第四は、近年各地で見られます集団的な

住宅の建設に伴つて校舎の不足が生ずるおそれがある場合は、校舎の整備を

行なう場合に、その費用を国庫負担することといたしたことであります。第五

は、工事費の算定方法の特例につきましては、その身分に閑しましては、

原則として一年前向きに行ない得ることといたしたことであります。

第三条第一項では、小学校または中学校の校舎の新築または増築に要する

経費について、国庫負担を行なう場合の条件としております不正常授業の解消を、教室の不足の解消と改めたことがあります。これは、現行の不正常授業の範囲は、普通教室の不足の場合のみ限られておりますが、今回、普通教室のみならず特別教室をも含めて教室の不足がある場合には、これを国庫負担の対象とすることとしたものであります。また、小学校の屋内運動場の新築または増築に要する経費について、本年度をもつて終了いたしましたのであります。昭和三十九年度

から新しい計画をもつて、公立文教施設の一そな整備をはかる必要がある

のであります。が、この際かねて懸案となつてゐる諸点について現行制度を

改善し、もつて公立学校施設の整備充

実をはかるため、この法律案を提出いたしました。

この法律案の内容は、まず第一に、

小学校及び中学校の校舎の新築または

増築を要する経費について、現在、普

通教室の不足による不正常授業の解消

をはかる場合に国庫負担を行なうこと

としているのに対し、これを特別教室

まで含めて教室の不足の解消をはかる場合に広げようとしたのであります。

第二は、小学校及び中学校の校舎の新築、増築または改築にかかる国庫負担金の算定の基礎となる学校建物の必要坪数を、児童生徒数を基準とする

ことから学級数を基準とすることに改めたのであります。第三は、小学校の内運動場並びに小学校及び中学校の校舎を統合したことによつて必要となつた屋

費の一部について、国が新たに負担することといたしたことであります。第四は、近年各地で見られます集団的な

住宅の建設に伴つて校舎の不足が生ずるおそれがある場合は、校舎の整備を

行なう場合に、その費用を国庫負担することといたしたことであります。第五

は、工事費の算定方法の特例につきましては、その身分に閑しましては、

原則として一年前向きに行ない得ることといたしたことであります。

第三条第一項では、小学校または中学校の校舎の新築または増築に要する

経費について、国庫負担を行なう場合の条件としております不正常授業の解消を、教室の不足の解消と改めたことがあります。これは、現行の不正常授業の範囲は、普通教室の不足の場合のみ限られておりますが、今回、普通教室のみならず特別教室をも含めて教室の不足がある場合には、これを国庫負担の対象とすることとしたものであります。また、小学校の屋内運動場の新築または増築に要する経費について、本年度をもつて終了いたしましたのであります。昭和三十九年度

から新しい計画をもつて、公立文教施設の一そな整備をはかる必要がある

のであります。が、この際かねて懸案となつてゐる諸点について現行制度を

改善し、もつて公立学校施設の整備充

実をはかるため、この法律案を提出いたしました。

この法律案の内容は、まず第一に、

小学校及び中学校の校舎の新築または

増築を要する経費について、現在、普

通教室の不足による不正常授業の解消

をはかる場合に国庫負担を行なうこと

としているのに対し、これを特別教室

まで含めて教室の不足の解消をはかる場合に広げようとしたのであります。

第二は、小学校及び中学校の校舎の新築、増築または改築にかかる国庫負担金の算定の基礎となる学校建物の必要坪数を、児童生徒数を基準とする

ことから学級数を基準とすることに改めたのであります。第三は、小学校の内運動場並びに小学校及び中学校の校舎を統合したことによつて必要となつた屋

といたしております。

第六条では、今回、第五条で小学校または中学校の校舎の工事費の算定方法は、学級数に応ずる必要坪数を基礎とすることと改めましたので、その学級数に応する必要坪数は、小学校または中学校ごとに政令で定める旨を第一項として規定し、小学校または中学校の校舎以外の学校建物につきましては、昭和三十八年度以前の予算にかかる

従来どおり一人当たり基準坪数を基礎といたしますので、現行第六条と同様の規定を第二項として規定いたしました。

第七条では、第五条の二が加わったことに伴う必要な改正をいたしております。

第八条は全文改正をしておりますが、これは実体的には、従来、校舎の保有坪数のうち教室に使用することができる部分がきわめて少ないこと等の理由があるため、一般的の算定方法で算出された坪数の校舎では、教育を行なう上から著しく不適当と認められるときは、校舎の工事費の算定方法の特例を認めて、一般の算定方法で算出されたのは、必要坪数から保有坪数を控除して国庫負担資格坪数を算定する際に、保有坪数から政令で定める坪数を控除することとしておりますが、これを必要坪数に政令で定める坪数を加算することに改めることとし、特例適用の場合の算定方法の改善をはかることとしたしました。

附則一項では、この法律の施行期日を昭和三十九年四月一日とし、二項では、昭和三十八年度以前の予算にかか

る国庫負担金および国庫補助金について、なお、従前の例によることとしたとしております。

以上、この法律案の概要について、御説明申し上げました。

○委員長(中野文門君) それではこれより質疑に入ります。

御質疑の方は順次御発言願います。

○加瀬完君 局長に伺いますが、いわゆる学級数と、ここでいう教室の数といいますか、学級数ですね、違つて、いるわけですね。具体的に、たとえば現状六学級、あるいは十二学級、十八学級が、標準により算定した学級の数といふことはどういうことになりますか。

○政府委員(杉江清君) お尋ねの趣旨は、たとえば十二学級の場合の新旧基準の坪数のこととござりますか、学級

数のこととござりますか、ちょっとそこの御質問がはつきりいたしませんが。

○加瀬完君 大学級編制の小学校とすれば、ここでいうこれから政令で認められる算定した標準の教室数というのには幾つになるのですか、そういう意味です。

○政府委員(杉江清君) ここで言いますのは、いわゆる教職員の定数法の標準によつて算定するということで、現にたとえば五十三人のクラスであれば、それを昭和三十九年には四十九人にしていく、こういう考え方で新らし

く計算し直した学級数をいうわけであります。

○加瀬完君 そうすると、新しく計算した学級数と、補助対象になる学級数

といふのは同じということですか。

○政府委員(杉江清君) ここではあの

定数法による標準をそのまま適用しても一致いたしません。実学級数とは必ずしも上下に多少の変化を見せて、実際にあります。

○加瀬完君 そうすると、三十九年か

らは小学校ならば四十五名という基準の数で計算するのですか。

○政府委員(杉江清君) あの定数法によつては年々その基準が下げられるこ

とに予定されておりますが、その定数法で予定しております。あの標準によつて計算した学級数を言います。実際に

はそれとやや異なる学級編制をする場合があるわけでございますが、この負担法の対象としては、あくまでもあの標準そのままで学級数を計算いたすわ

けでございます。

○加瀬完君 そうすると、五年たなれば四十五という基準数で計算をすければ三学級に編制をしている学校もあるか

けでございます。

○加瀬完君 そうすると、五年たなれば三学級に編制をすべきものなんですか

ういうことになるのですね。

○政府委員(杉江清君) そういうこと

です。二学級に編制をすることがあり得ても、それは便法であつて標準法ではありませんよ。

○加瀬完君 そうすると、五年たなれば三学級に編制をしていると

いうことになるのですね。

○政府委員(杉江清君) そういうこと

です。二学級に編制をすることがあ

り得ても、それは便法であつて標準法ではありませんよ。

○加瀬完君 そうすると、五年たなれば三学級に編制をすべきものなんですか

ういうことになるのですね。

○政府委員(杉江清君) そういうこと

です。二学級に編制をすべきものなんですか

ういうことなんですか。

○政府委員(杉江清君) そうではあります。定数法の標準でありますと、四十三

年度には大体四十五名となると思いま

す。定数法の標準でありますと。そ

ういたしますと、九十五人おる場合には

一体何クラスに編制されるかとい

うと、標準法では、これは標準法の理論

どおりといいますよりも、標準法のま

まを形式的に適用いたしますと、これ

は三クラスになるわけです。九十五名

の場合は。ところが実際には、その場

合には二クラスに編制することがあり得るわけなんです。しかし、この負担

法の対象としては三クラスとして計算

して資格坪数を算出いたしますと、こ

れとも新しく今度の計算のほうが教室

を一人当たり何坪という計算でやるこ

とと、今度の計算でやることと、ただ児童生徒単位にやる計算ではマイナスが

出るから、そのマイナス分を何とかカバーするというだけのことなのか、そ

れでも何でも補助対象がふくらんできただということなんですか、そのどちらなんですか。

○加瀬完君 私が伺いたいことは、端的に申し上げますと、現状の児童生徒

を一人当たり何坪という計算でやるこ

とであります。

○政府委員(杉江清君) 両方でござい

ます。そのときの一学級の数は、これは三十一、二名になるわけですね。だからぐつと下回りますけれども、しかしこちらでは三学級として計算いたしました。

す。こういうたてまえになつてゐるわ

けであります。

○加瀬完君 私が伺いたいことは、端的に申し上げますと、現状の児童生徒

を一人当たり何坪という計算でやるこ

とと、実態的にどういうふうな

結果になるかということを私ども

おつたものと同じ資格坪数になつてくるわけなんです。その上、今度は基準を引き上げておるわけなんです。

その基準の引き上げは、特別教室分において明らかに顕著な差が出てまいります。普通教室分は従来と同じであります。

しかし、こちらではいわば理論

で、今までの基準で言いますと、百五十人おつたものと同じ資格坪数になつてくるわけなんです。その上、今度は基

準を引き上げておるわけなんです。

ので、だから百五十人おつたときには、確かに顕著な差が出てまいります。普通教室分は従来と同じであります。

そこで、では実態的にどういうふうな

結果になるかということを私ども

おつたものと同じ資格坪数になつてくるわけなんです。その上、今度は基

準を引き上げておるわけなんです。

ので、だから百五十人おつたときには、確かに顕著な差が出てまいります。普通教室分は従来と同じであります。

そこで、では実態的にどういうふうな

結果になるかということを私ども

おつたものと同じ資格坪数になつてくるわけなんです。その上、今度は基

準を引き上げておるわけなんです。

もの推算で申し上げますと、三十八年度において実際の一学級の生徒数を実態から計算いたしますと、実質には両者合わせて小学校においては三割の引き上げ、中学校においてはやはり三割近い二割七分の引き上げ、この程度に実質の引き上げができる結果になります。

補助対象にすべきものになります。ただ、従来実際の学校の建築が自己負担で行なわれた実績があるわけでございまます。そしてまた、国が補助金ないし起債措置等を認める場合に、自己財源でのやるということをある程度予定するのが一般に行なわれている例でもあるわけなんです。そういうことから、こ

が、このように負担対象率を一律に引き上げましても全体の事業費が多くなるのだから、やはり市町村の負担は多くなるのではないか。こういうふうな御質問だと思いますが、それは私はそういうことにはならないと思います。いま申し上げましたように、実際に補助金を交付するときには、今回引き上げられたで、この対象率をもつて、実をあわせた場合の負担を算定するのである。それで、この対象率をもつて、実をあわせた場合の負担を算定するのである。

こういう基準があるのであらば、補助金の学校も条件があるならば、補助金を支給する事になるべきものが、なる町村もあれば、ならない町村もあるという程解消するわけにはいかないといふのが一つ。
これから、八〇%に上げたところ、現在までも、危険校舎の解消にい

○加瀬完君 その金額はどのくらいに……。
なっていますか。

○政府委員(杉江清君) その辺の詳細な資料は三十六年度の資料しかございませんが、
○加瀬完君 けつこうです。

• 九四 • 五五

O 加瀬完君 よくわかりました。そこで、次のこととが問題になると思うのであります。御説明の、それから配付された資料によりましても、国庫負担の対象の割合を七〇%から八〇%に引き上げるということですね。そうですね。七〇%から八〇%に引き上げるということは、一〇%引き上げたんだからこれは悪いことじゃない。しかし一〇〇%対象があるのに八〇%で、あとの差の二〇%というのは相変わらずこれは対象外になるわけですね。いま結局二割なり三割ふくらんだところで、その事業量というものを全部八〇%というワケで含め切れるかというのです。結局、実際は八〇%を予定しても、事業量がふえてくるわけとして、これは各市町村がみんなやるということになつたら七〇%以下にもなるという心配が出てくる。ですから、くどくど申しましたが、質問を分けてはつきり二つ申します。一〇〇%があるものを八〇%の限界にとどめておかなればならない理由はどこにあるのか。結局二〇%漏れるのじゃないかということが一つ。相変わらず八〇%というワクをきめておくなら、八〇%も事業量がふえてくれば対象にすることができるないんじゃないか、そういうおそれはないか、この二点。

のような取り扱いが十年来行なわれてまいったわけです。しかし、これは理論的にいいまして、そのようなことがあります。そこで、これは漸次改善いたしていいべきものであります。私ども要求としては一〇〇%を要求いたしましたが、一〇〇%にいたしますと、それだけでも八、九十億円の予算の増になつてしまひるのであります。しかし、実際善すべきことが多かつたものですから、今回はその点は一割の引き上げになつたわけであります。しかし、実際じや補助金を交付するため、実際は必ずしも八割に、すべての場合に二割を切り捨てているというわけではありません。いわゆる事業計画全体をはかるのにそういうふうな原則がとられておるということ、そしてまた補助金交付の場合にもその原則が加味されていることではありますけれども、しかし、たとえば学校統合のような場合は、どうしてもこれは市町村の負担が多くなるものですから、実際にはこの負担対象率は九〇にいたしております。一割だけを切り捨てて九割を補費対象にしておるわけです。その他の費用におきましても、従来七割は実際には相当それを上回った計算をいたしてあります。

ましても、あるいは二部授業等の常授業の解消にいたしましても、どおりには進まないわけです。どうあります。それは文部省の計画そのものの具体的な自治体の計画とはまだ残るわけです。そうでしょう。ある対象事業というものを進めてまいりと、御説明の計算とは合わなくしてくる、そういう心配がまだ残ります。そこから自治体の計画を主体に考え、自治体が計画どおり自分たちで実行する、そういう心配がまだ残ります。そこから、簡単に先に進みますけれども、市町村の超過負担率といいます基準が一人当たりになつておつたので、規格坪数が非常に少しだから見積もられました。これが相重複助対象にならないで負担をして現状というものをどう把握していくべきか。

○政府委員(杉江清君) 三十六年度について見ますと、國の補助額は百四十九億、自_二負担額は五百三億です。國の現実の負担は二割にも満たないと、こういうことが昭和三十六年の資料からうは言えます。ただし、先ほどの説明につけ加えたかったことでありますけれども、自己負担でやつておりますこの事業は、これは全部國の負担の対象と本來なるべきものとも言えない部分が含まれております。たとえば、いままで小学校の屋体とか、講堂であるとか、それから基準外の特別教室であるとか、その他のもののがここには含まれておる。すべて合わした全体の建築量に対する経費を見積もったものであることをつけ加えておきたいと思います。

10. The following table shows the number of hours worked by each employee in a company.

○加藤完君 小中学校の自己負担といふものの何分の一かは、これはほとんど寄付が多いと思うのです。昨年、地方財政法の二十七条を改正をいたしましたけれども、いわゆる高等学校だけに限つてみても、三十六年度決算では、市町村分を住民が負担したものは三十一億二千六百万円を建設事業費として、土地その他を含むると四十三億四千三百万ということになつていますね。その他人件費、物件費で九十三億七千五百万寄付しているのですね。寄付によつてまかなはれています、こういう状態の中で八割で切つたり、あとで単価を申し上げますが、単価も実際の単価よりもいままで低かつた、こうしたことでは、文部省の不正常援助とか、あるいは危険校舎の解消というのではなくなかな計画どおりいかないじゃありませんか。そういう事情が明瞭になつておるにもかかわらず、対象を八〇%で切るということはわからない。これは文部大臣に伺いたいのですが、ほとんど父兄のほうに回つていて、ということは、これはおかしいじゃないですか。

まあ從来地元の人たちの教育に対する熱意という面から学校が生まれてきたとする例が多いようと思うのです。そこはいう関係で、地方の人の負担といふのがかなり大きく増されてきたようですが、長い間そういうふうな実情でもうやつてまいった。そのためこの前は改善すべきものと考えておりますが、私はいつまでもこのような姿でいはすつきりしない姿であります。とわばすつきりしない姿であります。この法律のときにも、いまの七・三といいますか、三割ぐらいは自己負担といふか、地元負担というふうな形でやつてしまひたと思うのですが、これを一挙に解決するということはなかなか容易でございません。ただ、いまのようなことをやつておりますために、先ほど来御質疑に対してもお答えいたしましたところを聞いておりまして、このよろんな考え方のもとに、実はそれを一挙に解消するわけござります。われわれとしても、まことにすつきりしないものがあるわけござります。さて、この年度の予算につきましては一〇〇%よこせという要求もいたしたのであります。ですが、そこまで目的を遂げることができませんでしたが、大蔵省の頭の考え方も少しかえてもらいまして、なるべく早く一つこのよくなすつきりしない形は直してもらいたい、かように考えておる次第であります。

そういうものの寄付を取つてはならぬといふことになつてゐるけれども、建設事業費については寄付を取つてはならないとなつてない。だから、増改築の事業費は、小中学校は寄付をもらつたてまえがそのまま残つておるわけです。で、高等学校は維持修繕については寄付を集めてもいいというう点が許容されているわけです。これが、高等学校はいま急増対策や何かで問題になつてゐるところですから、計算があつてしまふ。うけれども、高等学校はどのくらいになつてゐると御認識ですか。この維持補修費をどの程度取つていると御認識ですか。

す。小中学校になればこの寄付といふのはさらに大きいと思う。それを何とかチェックする方法を考えないでおいて、そして八〇%に切るということになれば、これは校舎を建てたいですかね、自己財源ありませんから、まあ寄付のほうへ持ってくるという形になると思うのです。まあ私的に伺つておりますと、学校が建たないよりは、少し無理しても、学校のことだから少し寄付をもらつても学校を建てたほうが多いだらうという考え方方が、どうも文部省のほうにはあるようと思われますけれども、これはやはり財源のあるところはりっぱな校舎が建つ、財源のないところはもう危険校舎でもそのまま過ごされるということであつてはなりませんので、ひとつ八〇%のワクを広げるという点について、もう一段の大蔵省に対しまして御交渉をいただきたいと思うわけです。

木造が四方八百円でござります。
○加瀬完君　いまそうち申し上げたはゞ
ですけれどもね。
○政府委員(杉江清君)　それじゃ私の
聞き間違いですが、これは前年度に比
べまして、鉄筋で六分九厘、それから
鐵骨で六分、それから木造で七分九厘
のアップになつております。
○加瀬完君　昭和三十六年は木造が三
万六千五百四十一円、それからプロフ
クといいますか、鉄骨ですか、それが
四万七千七百四十円、鉄筋が六万四千
四百四十四円ということでしたね。そ
れで、昭和三十六年と、昭和三十九
年——といつても、九年の現在の物価
をどうこうするわけにいかないから、
三十八年の一番終わりごろの物価指数
というものと比べてみて、バランスは
合つてゐるのですか。——こう聞きま
しょうか。三十六年でそうであつて、
三十八年に一応修正して、三十九年に
また再修正が行なわれたわけでござい
ますが、その計算の算定の基礎はどう
いうことでしようか。
○政府委員(杉江清君)　これはこの從
来の経過がかなり複雑でありまして、
年々のこのアップの理由は必ずしも一
つになっておりません。で、本年度にお
きましては、昨年度と本年度との物価
アップのほかに、その地域的にいろいろ
なよけいな金がかかります。たとえ
ば寒冷地であれば特別な施設をしなけ
ればならないとか、その他地域的に、
たとえばシロアリのつくところでは特
別な装置もしなきゃならぬというよう
なこと、そういうような地域的な特別
な費用のかかるものをそれぞれの地域
について出ししまして、そうした特別の
経費をそれに付加する、こういうこと

はそういうことになつております。

○加瀬完君 政府の労働省の統計部で
すかが、はつきりと、平均賃金でも、

全国常用労務者ですか、その中の大工は幾ら、左官は幾ら、それからこまかくとび職から石工ですか、みんな出ているわけですね。そういうものを基準に下りの外に全国内はよき准へる。

○加瀬完君 三十六年の改訂のとき
に、東京都の実績調査では、木造が四
万二千二百十三円、で、その前の三十
何年ですかとのときから見るると六二・
五%となります。

きにはつきりときめなければ、いつでもきめられた単価よりも支出の単価、実質単価というのが上回ってきて、赤字がどうにもあとを引くということになると私はなると思うのです。で、七万二千五百円でおきになるというのなら、私は文部省でも大蔵省でもいい、最近、政府でいろいろ鉄筋コンクリートの建物を建てているでしょう。まあ教室とは内容が違うかしれませんけれども、七万円がそこらでできますか。国立大学、どこか改築したところあるでしょう。単価が七万二千五百円ある

は一坪の単価にも当たらないで、もつと上回るというような場合には、来年度やつぱり単価の改訂ということについて御考慮がございますか。

○説明員(赤羽桂君) 国立文教施設における本年度の単価、たとえば鉄筋筋の七万二千五百円で建つかというお尋ねでござりますが、私らいたしましては種々検討いたしまして、全国平均といたしましては、これくらいの単価でお願いするということに了解がついておるわけでございます。もちろん各地各地によりまして実際の具体的な単価と申しますのは、ただいま文部省から御答弁申し上げましたとおり、いろいろ

合は全国に広く散在をいたしておりますわけでございます。国立の場合につきまして、全国の主要都市の物価傾向と、それから全国平均の物価傾向をながめてみますと、たとえば木材でありますとか、セメントの場合でありますと、国立の場合が高くなっています。反面、鋼材、ガス管等は国立の場合が安くなっております。そういう両者の格差の説明といいますか、そういうたもとのをやつてまいりますと、大体平均六%くらいの格差が出ておるという一応の積算になつております。したがいまして、国立の場合の七万八千六百円というのが、一応適當な単価であると、いうあれに立ちますと、公立の場合の七万二千五百円というのは、一応説明づけ单価でよし、いふべきところ

○説明員(赤羽桂君) 近い労働省の統計を基準に押えるということをお約束いただけますか。

か。七万一千幾らでできるといふのは、全国平均でそういう数字が出来るかもしれないけれども、どうもその計算は違うようと思われますけれども、どうなんですか。

卷之三

よりも高い単価を用いております。た
だ、国立の場合は、これは付属学校で
ござりますので、やや特別の施設を必
要とする実情もまあ加味されておるわ
けであります。

○加瀬完君 国立でも村属小学校、付
属中学校がありますね。最近どこか計
画のある付属中学、付属小学校の単価
はやっぱり七万二千五百円ですか。

お、国立との比較のお話しが出たわけ
でございますが、国立は予算単価が七
万八千六百円でございます。国立の場合
につきましては、あまり単価の点は
公立の場合と比較いたしまして特に足
りないという話を聞いておりません。
しかば、国立の場合と公立の場合と
なぜ単価がこう違うかというお話しが
次に出てくるのかと存じますが、まあ
公立の場合の七万二千五百円が、それ
くらいでよからうという一つの傍証み
たいなお話しせどございますが、一応、

ておられます。○加瀬完君 鉄鋼なんかは一応三十六年と比べて指数は下がっておりますね、木材もそう上がっておりませんね、しかし、家賃地代なんかになりまして、二十何%も上がっていますね。そうすると、土地の取得をするために家賃地代が上がるくらいですから、土地の価格も上がっているわけですから、土地の取得のために出す支出というのには、今までよりもよけいになりますね、しかしこれは補助対象にはならないわけです。自己負担として非常に重

として、実際単価がそれでできます。

すと、これは鉄筋コンクリートについて申し上げますが、三十八年度の小中学校校舎の実施例から見ますと、坪当たり七万五千円になつております。

○加瀬完君　いや、高めていくための前提としては、適正な単価を改訂のとおり見ても約9%、特殊工事費を除いて5%の開きがあるのでございまして、私どもはこの単価はお今後高めていかなければならぬ、かように考えております。

とはおかしいでしよう。七万八千円でもできるかどうかむずかしいと思うのです。大蔵省に伺いますが、七万二千五百円で認められたような規格の建物が建たないということ。——こう言いましょうか、建つという計算がお立ちなんですか。実際は七万二千五百円で

に立ちました場合に、その中の単価の構成要素、たとえば木材とか、セメントとか、砂利、こういったものを比較してみるわけであります。全国一本にして比較してまいりますから、国立の場合には大体傾向といたしまして都会地に偏在をいたしております。公立の場

くなる、消費者物価指数でも、三十五年を一〇〇とした場合に三十六年が一〇五・二であった増加率が三十八年は一二二・七でしょう、これはやはり賃金が相当上がっていると見なければならない、賃金も相当上がつてしまいりますよ、三十六年と比べて。そうなつて

ばならない。そうなれば、私学に期待する分野は一そく強まってまいります。特に、四十年度の予算といふものは、その受け入れのためにも相当思い切って施設、設備の充実をはかりたいがなければならぬ。そのためには、現在の、本年の十五億の出資、四十億の財投という程度だけでは、十分にその期待にこたえるわけにまいりませんので、おっしゃるとおり、今までのベースということにこだわらないで、その新事実の前に、思い切った措置をとるよう文部省としては考えなければならないのではないか、このように考えております。

よつて原資をふやすということです。だけではなくて、進んで運営費と、たとえば人件費ですね、これらについても早い時期にやはり予算措置を考えていくということを配慮していくか、私立学校における父兄負担の増大というものは大きな問題だと思うのですね。だから、このことも全体に対してもう助成の拡大を行なっていくか、同時に、施設設備費についても当然検討していくべき段階にきていくと思うのですが、所見はいかがでしょか。

○**豊瀬慎一君** 単に施設あるいは設備だけではなくて、運営費と、たとえば人件費ですね、これらについても早い時期にやはり予算措置を考えていくということを配慮していくか、私立学校における父兄負担の増大といふことは大きな問題だと思うのですね。だから、このことも全体に対してもう助成の拡大を行なっていくか、

○**政府委員(八木徹雄君)** 御承知のとおり、ここ数年、入学金並びに授業料の私学における増額は、目にあまるものがあると思います。そのよつて起つた原因というの中には、一つはやはり設備の近代化のために過剰投資と申しますか、過剰借り入れと申しますか、過剰借り入れをしなければならぬ、金利負担という問題が一つあります。同時に一方ではいわゆるベースアップ等に伴う人件費の増高がある。今まで文部省としましては、経常費については基本的に助成をしないのだ。それは私学の自主性、あるいは私学の学問の研究の自由というのにもいささかでもタッチするようなことの印象を与えてはならないという見解のものに、施設に対する振興会出資というものを重点にやつてきた。それに研究設備あるいは理科教育といったような形であるわけでござりますが、おつしやるとおり、父兄負担の限界をもうすでにこえるような結果になつてしまつておりますので、経常経費というものの

ついても、何らかの措置をしなければならないということになつてきていることだと思います。実は、この問題は先年來なかなかの問題でございまして、私学側の意見の中にも、この際、経常経費を助成すべしときである、端的にいながらば、私学校三分の一を寄付金といったような原則が打ち立てられるような方向で措置をしてほしいというような要請をされる向きもあるのでございますけれども、一方において、そのようなことが私学の自主性をそこなうのだというようななきと等もございまして、完全にまだ私学側の意見が固まつたというふうには理解いたしておりません。そこで問題は、私学の自主性をそこなわない程度において経常経費の助成は具体的にどのようにすべきであるか、それができるか、ということを検討しなければならぬのが現在の段階ではないかと思います。そういう前提に立つて、特に大学急増というものの私学にかける負担があるかということを検討しなければならぬのが現在の段階だと思ひますので、できるだけすみやかにその問題に対する國の態度をと、いうものをきめなければならぬじやないかと、いま事務当局を鞭撻しながら検討いたしているわけでございます。

〇政府委員(杉江清君) 税の減免の上、税で大きいものは法人税と所得税だと思います。この二つについて申し上げますと、現在、学校法人に対する寄付金としては、損益算入の制度がとられている。それだけ多くのワクで損益算入が認められていいわけあります。これは現在、学校ワクと同額のものが認められている。ワクのほかに、特別ワクとして一般ワクの拡大ということが今後一つの課題だと思います。それからもう一つ、いわゆる指定寄付金の問題があります。これは現在、学校の校地校舎の整備に対する募金について、大蔵大臣の承認を得た場合においては、全額損益算入が認められているのであります。しかし、これについては、その範囲が校地校舎に必要な、いわばものの整備に必要な面に限られてゐるわけであります。これを他の研究費等にまで拡大するということがやはり今後の課題であると思います。なお、この指定寄付の制度は、相当手続もなかなかむずかしく、また、その期間が一年に限られているというようなことがあります。これらの手続その他の方法の改善ということが、やはり今後の課題になると思います。それから所得税につきましても、これは税額控除の制度がとられております。この税額控除について、やはり一定のワクがござりますが、そのワクは、本年度ある程度拡大されます。ところが、私どもはこのワクをなお一そう拡大するということが今後の課題だと、かように考えております。

ておられるとすれば、その経緯を簡潔に御報告願いたいと思います。
○政府委員（八木徹雄君） 現在、大省側との問題について具体的にこようにしてほしいという話はいたしました。昨年の八月の予算編成後、いわゆる三十九年度予算を編成する過程において話し合いはしたことがあります。それはいま局長からお申し上げましたように、一番やはり出しやすい金というものは、やはり預金算入制度の損金額というものを大に見てもらうということが、一番能的に金が出しやすいのではないか。現在の制限措置の中では十分な配慮がきないから、それを重点的にひとつ考えてもらえないだらうかというようちゅうことを中心に、まあ諸外国の例を参考してみましても、この相続税といふ問題、いま言つた損金算入制度の問題が一番効率的に運営されておるんじゃないかと思ひますので、そういうよんな方法をひとつ講じてもらえないものであろうかというような見地で相談をいたしておりますが、なかなか遅々として期待するようには進みにくいというような傾向でございます。

人件費といふか、給与ですね、幼稚園教師の給与に対しても、まず今まで少なくとも小学校教諭と同資格を持つ者が同じになるような行政指導を行なつてきています。おられるならば、簡単にその経緯を御説明願いたいと思います。

○政府委員(八木徹雄君) お説のとおり、現在の幼児教育、幼稚園といふものの大半が私学であるというような観点から、これをただ行政指導すると申しましても、やはり限界がいまのところあると思うのです。その意味で難尾大臣が就任以来、幼児教育の重要性といふものを提唱されまして、その幼児教育の振興策としてどのようなことが決まりました。やはり限界がいまのところあると思うのです。その意味で難尾大臣が就任以来、幼児教育の重要性と、その幼児教育の振興策として、その幼児教育の問題、一つは厚生省のいわゆる保育園とのからみ合いがあるということになりますと、一つは、やはりいま言った從事する教師といいますか、先生方の給料の問題、一つは厚生省のいわゆる保育園の問題になつておるかということになりますが、これが成立して、率直に申し上げまして、それではこういうやり方で幼児教育をひとつ完成するんだといふ、最終的ないわゆる原則といふものがまだ確立しておりません。現在の段階ではそれらの難路を開拓するためにどううしたらしいか、厚生省の保育園との調整をどのようにしたらいいか、私学と公立との関係をどのようにしたらいのかというようなことで、昨年の夏以来、この予算編成時期の間は、準備の段階で少しそよくなりましたけれども、大きく飛躍するところまでいきなり今まで現在に至つておりますが、これは当然やらなければならぬ課題でございますので、具体的にどうぞお答えください。

○政府委員(八木徹雄君) お説のとおり、現在の幼稚園の授業料と月謝といいますか、月謝といいますか、そ

ういうものに依存することは、勢い父兄負担の増大をはかつていくと思いますので、やはり解決の方針の主眼目は、国の、何といいますか、補助といいますか、そういうことであろうと思ひます。この面につきましても早急に検討していただき、幼稚園教諭の給与がバランスがとれるように御努力を願いたいと思います。

次に、私大の研究施設に対する今回の措置ですが、これも次官御承知のとおり、それぞれの私大等の関係諸団体のほうから、研究施設にまでワクを広げてもらいたい、こういう強い希望があつておりますね、これは理屈を言ふうでもなく、私学の公益性と、いまの教育の課題にこたえたら当然のことだらうと思います。このことに対しましても、これらの要望が実現できるような方針で努力していただいている、このように理解してよろしいでしょうか。

○政府委員(八木徹雄君) おっしゃるところではならないと思いますし、私はそういうようなことで御注意を受けてたり、指摘されたりという覚えありませんので、あるいは私がよく知らないままのところにありますから、局長のほうからひとつその話を説明さしたいと思います。

○政府委員(八木徹雄君) そういうことはあつてはならぬと思いますし、私自身そういうようなことで御注意を受けてたり、指摘されたりという覚えありませんので、あるいは私がよく知らないまゝのところにありますから、局長のほうからひとつその話を説明さしたいと思います。

○政府委員(杉江清君) 私もそういうことがありますと、ときおりやはりその他のに参りましたて、ときおりやはりますません。

○豊瀬楨一君 地方の私立大学あるいはその他のに参りましたて、ときおりやはりますません。

○政府委員(村上成一君) 私立大学研究設備審議会は四十名以内の委員で構成されておりまして、半数は私立大学の学長、教授、要するに私立大学関係の方でございます。それから半数は学識経験者ということになつております。

○政府委員(八木徹雄君) なかなかそれが、それが人文科学、社会科学、それから理工学系と生物系——農学、医学——この四つの部会に分かれて実際の審議会が運営されております。そして配分の実情は、大体申請のあります大學には配分をする。申請のない大學が毎年二十五内外ございますけれども、申請のありました大學には配分さ

れておる状況でございます。

○説明員(村上成一君) 昭和三十八年度におきましては、申請の額の約七三%を満たしております。それから補助の物件のほうで申しますと七二%ほ

どになつたとあります。

○説明員(村上成一君) 実際に入つておるので、その関係は、過去の実績からしてどう

すな、入つておるから、次官としてはなかなか、こう奥歴なもののはさまたが協の役員が入つておれば、短大の問題で努力するものが、ある意味においては当然ですね。そういうふうに考えて、

うに努力いたしたい、こう考えております。

○豊瀬楨一君 次にお尋ねいたしたいのは、私学振興会の運営の問題です

が、それぞれ機関がありまして措置さ

いましたが、そのことのおそれのない

が、それぞれ機関がありまして措置さ

いましたが、そのことのおそれのない

が、それが必ずしも私学

究設施といふものの助成対策といふな

いわけでござりますので、予算の要求力いたしたのでございますが、三分の二の助成をとるということで本年は妥

まいたい、こう考えております。

り、「その仕事を進めていくといふ悪意でない善意の努力というものが、その機関の役員であるために、やはり必ずしも、他から見ると公正な意見、あるいは結論を生み出しにくい結果が出てくる」と私は判断するのです。そこで私は、そういう傾向が生ずるのが当然のことだと思うのです。だからそれとの協定なし連盟の役員は、役員として要望意見を振興会の配分の際に持つていて、それは国に対して助成のワクの増大を努力される、これは当然のことだと思うのですけれども、配分等決定していく審議会のメンバーには、これは入らないことのほうが望ましいと思うのですが、今後、それではいつそれを除くようにしますかということになると、なかなか次官もお困りで、どうやら私は原則として入れないことが望ましいことだ、こう思ふのですが、次官の所見はいかがですか。

○政府委員(八木徹雄君) いまおっしゃられました中で、これは大学の研究設備助成でござりますから、今までのところ短大は入っておりません。今一度、短大問題が解決しますと、どういうことになるか知りませんが、大学連盟並びに大学協会といふことになるわけですが、それらの方々は、先ほど申しましたようにちょっと入っております。しかし総員四十名でございますから、連盟なり協会の役員が一部入つておったからといって、それによって配分が曲げられるというようなことはならぬのではないか。かえつて連盟や協会の内部というものを知つておつたからといって、それで高立場に立つて御判断をいただくという、示唆を与えていただ

くことではないで、利点も出てくるのではないかと思つてござりますけれども、豊瀬先生の御意見を傾聴しなければならないことだと思いますので、正直なところ、その運営の仕方が、細部にわたつて私は承知しているということではございませんから、意のあるところを十分に認識した上で、現実の配分方式の中でどういう矛盾があるか、どうういう長所があるか、そこらをひとつ勘案いたしまして検討をしていきたい

○豊瀬植一君 このメンバーは、文部大臣が委嘱するのでしょうか。
○政府委員(八木徹雄君) さようございます。
○豊瀬植一君 次官もお答えのように、全体のメンバーを見てみまして大臣が委嘱するのであります。
○政府委員(八木徹雄君) さようございます。
○委員長(中野文門君) 委員の異動について御報告いたします。
本日、柏原ヤス君が辞任され、その補欠として二宮文造君が選任されました。
○委員長(中野文門君) 速記を起こして。ちょっとと速記とめてください。
〔午後六時三十二分速記中止〕
〔午後七時八分速記開始〕

○委員長(中野文門君) 速記を起こして。他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(中野文門君) 御異議ないと認めます。
○委員長(中野文門君) それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御発言もない方でござりますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(中野文門君) 全会一致と認ます。〔賛成者举手〕
○委員長(中野文門君) 全会一致と認めます。よつてただいまの附帯決議案は、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに賛成の方の举手を願います。

○委員長(中野文門君) 全会一致と認めます。よつてただいまの附帯決議案は、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決しました。
文部大臣より発言を求められましたからこれを許します。難尾文部大臣。

○國務大臣(難尾弘吉君) ただいま御趣旨を尊重して今後努力いたしたいと考えます。

○委員長(中野文門君) なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(中野文門君) 御異議ないと認めます。
○委員長(中野文門君) それでは前回に引き続き、質疑を行います。
○米田勲君 それでは前に引き続いて質問をいたします。
午前中に申しましたように、私はこの月報に載せられた文章における私の発言について、その引用のしかたに重大な疑惑を持つておるのであります。発言といつては、一部分だけでも全体の主張を誤りなく表現している場合もあります。しかし一般的に言うなら、最初から終わりまで聞いてみなければ、主観的な解釈が入り込み余地が多くなって眞意を誤解することが往々あるわけであります。私の本件に関するこの委員会における発言は、御承知のように、相当長時間にわたつていままでのこの委員会における発言は、御承知のとおりです。その一部分を抜粋抽出して引用されたのでは、発言の経過も理解できません。しかも、この文章の場合は、その内容も知ることができませんから、読者に私の発言の真意を誤りなく理解してもらることはきわめて困難であります。しかし、この文章の場合には、そのことを十分承知の上で、むしろ逆に効果をねらつているのでありますから、問題はまたおのずから別であります。原稿の字数に制限がありますので、その一応の言ひわけは成り立つて

も、議員の国会における発言を引用する場合には、引用する者はおのずから一定の道義的な責任を負わなければならぬということを免れるわけにはまらないということをうながす。特に議員の発言に対する反論か、もしくはそれに類似する主張のために引用する場合は、一そくその道義的責任を感じさせて、今回のごとき抜粋引用のしかたは、きわめて無責任であり、不當だと思うのであります。しかもこの場合、引用者が國家公務員であつて、また文教委員会に直接、間接に関係を持つ文部省の初中局のメンバーであることを私は一そく重視するのであります。その意味は、本件に関する縦縛をよく知っている立場にあること、大臣が必要なしとして撤回・中止を委員会において約束した案件であるということ、質疑者の私の質疑は全部終わっていないということ等々、これらすべてを知っている立場の今村課長が、このような方で私の発言を引用しているということは、会議録以外には當時の事情を知ることのできない立場の人が引用する場合とは、おのずから道義的責任の度合いもまた違つくると思ふのであります。大臣の統轄下にある文部当局のメンバーは、このような場合には一そく慎重な配慮と道義的責任を負うという態度が私は絶対に必要だと思うのであります。大臣に見解をお伺いします。

断片的に引用せられている限り、私はさきに留保していた本件の質疑を、あらためて行なうことのできる自由な立場が与えられるべきであると思うのであります。委員長には、後刻、質疑続行のできる委員会運営について、十分な配慮をお願いしておきます。しかし、いまの場合は、引き続き文章の内容そのものにわたって、また引用された私の発言について、「一つ一つ具体的に取り上げて質疑を続けるつもりであります。

さきに、私が分限免職に関する種々の内容について基準を追及いたしましたのは、この指示が教職員の首切りに直接のつながりを持つっているものであるがゆえに、特に私は重視したからであります。その首切りの対象となる不適格教職員を具体的に引き出す場合の判断の中に、「色彩」と「しみ」という表現があり、その概念が不明確でありますので、これをただしたのであります。その場合、「しみ」ということばに傍点があり、当局が特に大切だと考えたものだという私の発言は確かにあります。ところが、この文章の中で、この問題を特にとらえてこう書いているのであります。これは「判決文中には「色彩ないし、しみ」とあり、判決要旨には「色彩ないし「しみ」、さらにその下に、「」とあるところを、読みやすくするため「色彩ないし、」で点を打ち、「しみ」のところに傍点、「と書きかえて」傍点を打つてそのように書きかえて「引用したのである。」と述べて、その次に注として、「文部省調査局国語課にただしてみたところ、傍点の打ち方には、目下ルールはないとのこと。地方課課長

補佐は、「ないししみ」では読みにくいくらいのので、「色彩ないし、しみ」と傍点をつけたまでのことであります。それが、局長に一言報告しておけば何でもなかつたものを、「その報告を怠つたばかりに、問題はアレヨアレヨとばかりに発展した。」こういう文章で説明をしているのであります。

この説明は、私の発言が根拠のない言いがかりをつけているという意味のことを読者に知つてほしかつたのだろうと私は推測するのであるが、しかし、これは内容と形式をすりかえようとする巧みな言辞だと私は言いたい。なぜなら、傍点がたとえ説明のこときものであつたと、かりにしても、不適格教員を抽出する判断に関して、「しみ」と「色彩」なるものが出来ていいのではありませんから、アレヨアレヨとばかりに発展したなどといふやう的な、茶化したような表現で問題の焦点をぼかされてはたまるものではありません。適格性を欠く場合の説明の中に、「色彩ないし、しみの附着している」とあるから、「色彩」や「しみ」の付着している場合の教員とは、具体的に言うならばどんな人物、行為などを指しているのかという疑点は、なお依然として不分明なのであります。それをこの文章は、「アレヨアレヨとばかり」ということばで、私がいわれのない言いがかりをつけているのだといふ印象を、まずこの文章の冒頭で読者の頭に植えつけ、この文章の末尾の表現に効果的に対応させようとしていることを、私はまず第一の問題点として指摘するわけであります。

わち、「右の指導資料に対して、十一月十二日参議院の文教委員会で疑義が提出された。速記録の抜いは、こを物語る。」と前置きをして、次は「米田勲君」、そこへ「……」と前略の形をとつて、「大体、役人の頭とうものはこの程度のものなのですが、けしからぬ次第だ。」といふごく限られた私の発言の一歩がいきなり引用されておるのであります。この引用された私の発言が出てくるまでに、会議録によりますと、まず私の質問が二十四行、福田局長の答弁が八行、次いで四十六行、そして私の第三の質問が六十七行にわたつてゐるうち、百五十一行というものを全部カットして百五二行目から十六行を抽出してここに引用してきているのであります。つまり、この間、本件に関する私の質問は三度、行数にして百六十七行にわたるもので、その間、福田局長の答弁は二度、行数にして五十四行でなれ、いずれも一連の質疑であり、これに対する答弁なのであります。しかるに、この文章に引用された私の発言は、前の百五十一行をカットし、その次の発言の「役人の頭」というものは「云々と十六行を引用しておるやり方であります。この「国会での論議」という見出しで、「○米田勲君……」と、点を九つ打たれてあるので、確かに前文省略となつてゐることを読者はわかるであります。この文章の読者には、そこに至るまでの私の発言内容やその経過がいかようなものであつたかは全く知るよ

もないのであります。そして突如として出された最初のこととばが、「役人の頭」なる発言でありますから、この発言は読者に特に強い印象を与えるわけです。引用者は十分その効果を承知して引用していると私は見るのでありますし、これは第一の問題点として指摘したと同様に、この文章の末尾に述べられた結びとも思われる主張に対応して、この引用は有効な働きとなるよう意図されておるのであります。このような抜粋引用のしかたには、絶対に異議があります。これが第一の問題点であります。

○國務大臣(灘尾弘吉君) もとより文部省の事務当局の諸君は、私の心持ちを体して仕事をしていかなければならぬ、さように存じております。

○米田勲君 次いで、私はこのようないわゆる公表せられ、しかも私の発言が

下ルールはないとのこと。地方課課長
てそのようにも書きかえて、「引用したの
である。」と述べて、その次に注とし
て、「文部省調査局国語課にただして
みたところ、傍点の打ち方には、目
に傍点、「と書きかえて」、傍点を打つ

の頭に植えつけ、この文章の末尾の表現に効果的に対応させようとしていることを、私はまず第一の問題点として指摘するわけであります。

りましょう。しかし、その前の発言の大部 分を大幅にカットして、いきなり「役人の頭」云々に入っていますので、この文章の読者には、そこを至るまでの私の発言内容やその経過がいかにようなものであつたかは全く知るよ

者にも与えることができたはずだと私は思いますが、このような委員長の発言はカットされております。そこで、私の発言がこの場合、読者には、むちゃにしつこく行なわれているという印象を与え、そういう感じを起

こさせるために、十分なくふうをしてこれを引用しておると私は見るのであります。

次に、私の一つの発言のうち、こういう手法を使つております。途中の二カ所と終わりのほうをカットして、断片的に引用されているというやり方であります。そのカットされた部分を試みに申しますと、「ここにいる人だれ一人理解していないでしょ。今までに彼は」——「彼は」というのは、福田局長をさしてこの場合私は言つてゐるんでですが、「今までに彼は何べんでも答えているが、だれか一人わかつてゐる人がありますか。わからないでしょ。」

このことばをこの場合の引用からはカットしているのであります。そして次に引用していることばは、「福田君だけだ、わかっているのは。こんなばかな話がありますか」というところをいひきなり出しているわけであります。そして、その次の「一体。答えられないであります。それはカットされないのであります。そして次に、「初中局長答えるまで私はやりますよ。許さぬぞ、そんなどまかしで渡ろう」というのは、委員会が晚までかかるが、めしも何にも食わないでやる。」ここは引用されているのであります。相当長い時間、繰り返し返し質問しても、はつきり答えてくれないので、私は確かにじりじりした気持ちであったことは事実であるけれども、その経過のほどなどがカットされれば、これがの引用であれば、読者の受け取る印象と理解は、もちろん引用されているそ

の部分を通してしかわかりませんから、私は、真実と異なる判断と印象がそこに生まれてくるということを指摘しないわけにはいかないのであります。こういう手法のしかたにも、私は重大な解していないでしょ。今までに彼は」——「彼は」というのは、福田局長をさしてこの場合私は言つてゐるんでありますが、「今までに彼は何べんでも答えているが、だれか一人わかつてゐる人がありますか。わからないでしょ。」

このことばをこの場合の引用からはカットしているのであります。そして次に引用していることばは、「福田君だけだ、わかっているのは。こんなばかな話がありますか」というところをいひきなり出しているわけであります。そして、その次の「一体。答えられないであります。それはカットされないのであります。そして次に、「初中局長答えるまで私はやりますよ。許さぬぞ、そんなどまかしで渡ろう」というのは、委員会が晚までかかるが、めしも何にも食わないでやる。」ここは引用されているのであります。相当長い時間、繰り返し返し質問しても、はつきり答えてくれないので、私は確かにじりじりした気持ちであったことは事実であるけれども、その経過のほどなどがカットされれば、これがの引用であれば、読者の受け取る印象と理解は、もちろん引用されているそ

は一体、人間が、あることを主張しようとしているときに、何の意味があると別な意味をねらった注釈とあります。具体的に指摘しますと、「まさに米田委員の指摘される」とおり、日本語は」——カッコして注釈を加えてあります。私のことばではありませんが、どうせではあります。云々と言つてあるのであります。云々と書けた本人が理解できなければ困るものである。したがつて、わたくしは、分限免職の性格の説明に当たつては、取つた本人が理解できなければ困るものである。したがつて、わたくしは、

この中の、「日本語は受け取つた本人が理解できませんが、そののであります。そこは、それがカットされてゐるのであります。そして次に、「初中局長答えるまで私はやりますよ。許さぬぞ、そんなどまかしで渡ろう」というのは、委員会が晚までかかるが、めしも何にも食わないでやる。」ここは引用されているのであります。相当長い時間、繰り返し返し質問しても、はつきり答えてくれないので、私は確かにじりじりした気持ちであったことは事実であるけれども、その経過のほどなどがカットされれば、これがの引用であれば、読者の受け取る印象と理解は、もちろん引用されているそ

が、「教職員としてはどうい健康上それを前後にくつけて表現をしております。次は「役人の頭」というものはこの他の理由で教壇に立つことができます。この中のことばは、私の判断からすれば、これは単なる皮肉であり、やゆではありません。次に、月報の第一七ページ段終わりから四行目、それと下段と、次の八ページ上段までのこの文章中には、特に私の発言がこま切れのようには、

次に、月報の第一七ページ段終わりから四行目、それと下段と、次の八ページ上段までのこの文章中には、特に私の発言がこま切れのようには、

次に、月報の第一七ページ段終わりから四行目、それと下段と、次の八ページ上段までのこの文章中には、特に私の発言がこま切れのようには、

次に、月報の第一七ページ段終わりから四行目、それと下段と、次の八ページ上段までのこの文章中には、特に私の発言がこま切れのようには、

言は、同じく会議録の八ページの三段目十九行目にあることばを抜き出してきております。第三の個所は、八ページ三段目の十九行から二十行目までを繰り返しここで使っておるわけであります。第四番目の個所は、九ページの二段の十二行目の私のことばを抽出しておりますのであります。五番目は、十ページの五段目、三十一行から三十二行目までを抽出しておるのであります。これらの私の引用された発言は、その発言の場所がそれぞれ別なのであります。したがいまして、単にそのことばが抽出されても、その前後のことばと相伴なつて初めて私の真意が明らかになるものであります。こういう断片的にあちらからもこちらからも抽出してきて、こういうすらすらと読めるような文章の中に私のことばを引用しておるということは、明らかに作為があると私は思うのであります。このやり方は、ちょうど寄せ木細工のように、あっちこっちから私のことばを断片的に抜粋したり方であります。このやり方は、こういうことがもし許されるとすれば、最も極端な場合は、こういうことすら許されるのではないか。議員の発言の中から「てにをは」だけを捨てて、それで「あいうえお」から全部五十音ができるわけです。その五十音は、お前は「い」と言つたから、お前は「お」と言つたからと言つて全部つないで、ある一つの意味を表現でくるという極端なことも容認できるということになつてしまふ。しかし、この文章はそこまでは極端ではないけれども、私はそれに類似した抜粋引用のしかたで今村君はこの文章を書いておるということを、特に皆さんに理解して

いただきたいのであります。したがいにして、私の言いたいことは、もはや国会における議員の発言の正当な引用のしかたからは全くこのやり方は逸脱しておる。私の立場からいえば、実に不当な扱い方をされておるということはあります。ところが、このような立派に立てによつて、文章は、「一つには詩文者に米田の言い分はむちゅであり、薦迫であるという印象を間接的に与えておることに成功し、二つには、文部省は何と米田に責められようとも初心を貫いて根気よく懇切丁寧に答弁しているという印象と実感を読者に与える」という、一石二鳥の効果をねらつてこの文章は作成されると私は思うのであります。この中にある「『役人の頭』といふものはこの程度のものなり」である。」ということばをこの筆者は使っておりますけれども、決してこのことばほどおりでないことは、この文章をよく玩味してごらんなさい、まじめな、すなおなことばではないのであります。きわめてやゆ的な、皮肉に満ちた表現であることが全文を読んでいただければ明確なのであります。そのため私はこのことばを抽出引用しておるのであります。次に、「小心翼々であり、慎重であり、正直なのである。」こういうことを引き続いて先ほど申し上げましたとおり、述べておりますが、「だから、米田委員が、『役人の頭』というものはこの程度のものなのですか、けしからぬ次第だ。」と、その上、統いて全く別の個所から私の発言を持つてきて、そうしてその次に直ちに、「『私には考へがありますよ。』」

ということばだけを持ってきておりますが、この「『私には考えがありますよ。』」ということは、この発言は會議録によつてみてどちらになればわかりますよ。委員長に、あることを要求しているときには使つたことばであります。それをこの文章では全然別な効果をあげるようになつておるのであります。「『私は考えがありますよ。』といわれようとも。」と続け、ここでもまた全く別な個所での発言の一部である「『許さぬぞ、……委員会が晚までかかるうが、めしも何にも食わないでやる。』といわれようとも、「そのことばを引用してきて、『今といわれようとも、福田局長は、くりかえし、くりかえし、『答弁しているのである。』」とこういつておることを重ねて注意を皆さんにしてもらいたいと思うのであります。要するに、この部分的な発言の引用と、みな組み立て方式によって、私に言わせると、米田が幾らおどそとも、何と言おうともわれわれは節を屈せず、繰り返し、繰り返し正しい立場を明らかにするために答弁しているのだという、そのことをこの文章を読む者に理解させようと努力をして編集されているのであります。さらに引き続いてこの文章は、「そして、最後には『表現が適切でなければ、これは訂正いたします。』」とまで答えているのである。」これは福田局長が答えていたのである、ということなんです。「それなのに、米田委員は、『わたくしは、文章全体の意味からして「色彩」と「しみ」をかくかくのごとく理解するが、それは文部省の意図するところか、どうか。』」という形では決して質問せずに、

「色彩ないし、しみ」というきづねてあいまいな言葉を使って、それに占まで打つて重要ですぞと指示しておつた。さアさア、色彩とは何だ、しみとは何だ。」と追求されるのである、「しかも福田局長が「訂正します。」と答弁した後までも……。」こういう文章を書いておるのであります。私はここで指摘したいのは、今村君は私の委員会における発言を批判しておるわけであります。これは明らかである。私がこの個所を質問をした当時の記録を皆さんに読んでいただければわかります。しかが、こういう今村君の書いておるような文章ではないはずであります。しかも、「色彩」と「しみ」をかくかくのことでよく理解するが、それは文部省の意図するところからどうか。」といふ形では決して質問せずに、「色彩ないし、しみ」というきづねてあいまいな言葉を使つて、それに点まで打つて重要ですぞと指示しておった。さアさア、色彩とは何だ、しみとは何だ。」と追求されるのである、「一体これはどういう権限があつて国会における議員の発言に対して批判を加えておるのですか。私はこの点は最も異議があります。国会における委員がどう立場でどういう質問をしようが、官僚である今村君にそれを批判される必要がある。私はこの点は最も異議があります。国会における委員がどう立場でどういう質問をしようが、官僚だからえながら、「さアさア、色彩とは何だ、しみとは何だ。」と追及されるのである。」こういうことはないのです。」

色彩とは何だ、しみとは何だ。」
「という発言が会議録のどこかにあった
が、私は明らかにもらいたいので
あります。これは全部彼の印象で、彼
が読者に訴えようとする一つの企画の
もとに、こういうでっちら上りをしてお
るのであります。

それから次に、この文章の次に書い
てある、「ということは、「色彩とし
み」という言葉は米田委員にとって、
よほどショックキングな用語だったのだ
ろうか。」と書いてあります。私はこの
ことば、国会における議員の発言に対
して侮辱を加えておることばだと思う
のであります。一体、この表現のしか
たを皆さんはどういうふうに理解しま
すか。「色彩としみ」という言葉は米
田委員にとって、よほどショックキング
な用語だったのだらうか。」そんなば
かな言い方をされる覚えは私はないの
であります。しかし、読者は前のたく
みな組み合わせと引用によって、この
ことを十分理解できる仕組みになつて
おるのであります。私はこのような議
員のことばを、無秩序な、道義も何も
無視をした、国会における国会議員の
発言を冒瀆するような引用のしかたや
組み立て方によってこの文章が作られ
ておる。そのことを重大視しておるの
であります。結局、彼は、私がいわれ
のない攻撃をし、むちやな追及といふ、
そういう態度であったのだということ
を強く印象づけようとしております
し、また、この文章以外のことを知ら
ない人たちに、その効果は相当果たさ
れておると私は理解をするのであります
す。

云とあります。一体、今村君の気持としては、訂正をしたのだから、訂正をしたあとでそんなことを質問するのではなくたのではないか、もう問題がなくなつたのではないか、と云いたいのであります。しかし、私はすでに文部省が指示をした分限免職の指示事項の中にある疑問のある個所を聞いておるのであります。訂正するしないは私の質問とは別なのであります。訂正をすると言つたら質疑の要がなくなると彼は考えておるのかもしませんが、これは私の納得のできないところであります。しかも、私はこのところで、先ほども言いましたように、私の質問を批判をして、そうして、「色彩とは何だ、しみとは何だ」というふうに表現されておるところについて、私の考え方を申し上げますと、逆に、私は「色彩としみ」ということばを使つてこの公文書を書いたのは文部省自身であります。今村君、たゞこのむやめたまえ、何だ。この場所はたゞこれをのんでもいい場所だが、君だけはダメです。そういう不見識なことをするなら出ていきなさい。君は午前中私の発言しているときも、やにや笑つて私の発言を聞いている。君の態度はきわめて不遜な態度だ。何が問題になつてゐるのですか、いまは。横道にそれで申しわけありませんでしたが、「色彩としみ」ということばを使つたのは文部省自身であります。それを逆に、はつきり質問をしないで、「さあさあ、色彩とは何だ、しみとは何だ」というさかねじ

を食わしている表現になつておるのであります。だいぶ私のことばが繰り返しで煩瑣になつてしまひましたが、とにかく私はこういうような文章をでつち上げ、国会における議員の発言をこま切れに組み合わせて、そうして全国に一万八千冊という膨大な部数を流して、端的に言えば、私の発言を冒演しておるということを私は文部大臣に特に警告をしたいのであります。

であると私は断定するのであります。そこで、私は以上だいぶお聞き取りづらいような話の経過でありますから、一つ一つ質疑を繰り返しておつたのでは時間がかかりますので、御迷惑かとも思いましたが、一括全部私の意見を申し上げたのであります。したがいまして、これから質問をいたしませす。

まず、初中局長にお尋ねをします。今まで、私が午前中と先ほど来詳細にここで申し上げましたが、あなたたちは初中局長として、月報発行責任者としてどのような責任を感じておられるか、それを明確にしてもらいたい。そしてまた、もし責任を感じるという答弁をなさるなら、その責任をどのように形で表明をしようとするのかも、つけ加えて御答弁をいただきます。

○政府委員(福田繁君) 先ほど来、いろいろ問題になりました事柄につきましても、私どもいたしましては、まさに申しわけない次第だと考えております。ただ、お述べになりましたように、今村課長がこの文章を書くにあたっては、意図的に、あるいは作為的に書いたというようにお取りいただきますと、私どもとしても、いろいろその点はこの文章を通読いたしまして、それほど私は意図的に書かれたとは感じていなかつたのでございます。しかし、いま御指摘のありましたような誤解を与えたことは非常にこれは遺憾でございます。私どもいたしまして、この文章によつて御迷惑がかかりました点については、どういう処置をとつたらしいのか、ただいまここで思つたかないでござりますけれども、今後かようなことが再びないようになります。

○米田勲君 私は、相当の時間をかけて私の見解をここで明らかにしたのあります。したがいまして、いまの田局長の前段に述べたことについて私は了解できません。お互にすぎない認むべきところは認むべきであります。もし、あなたがそのような誤解受けるものとは判断しなかつたといふことをあえて言うなら、私が今まで述べたことばのどの部分でもいいですから、一、二上げて、そのような理解は無理である、こういう解釈が成立つかないかということを説明してもらわなければ納得できない、私は如何的には、あるいはあなたのようないくつかの個所もあるいはあるかと思いつます。しかし、この文章の前から終わらまで、一貫して通して見て、私の判断には間違いないと私は自信を持つて皆さんの前で訴えたのです。しかし、この問題を表明されてしまつて、非を非として認めるというから話はわかりますが、そういうあいさつなどあることはございません。もし、あえてもう一度そういう答弁を繰り返すなら、私はただいま要求しましたような説明はございません。そういう感じからいたしまして、特にこの執筆者が、そういう意図的にこれを書いて、これを宣伝しようとした最初から読んで見たわけでもございません。そういう感じからいたしまして、特にこの執筆者が、そういう意図的にこれを書いて、これを宣伝しようとした最初から読んで見たわけでもございません。私は、相手の立場を考慮して、それを理解する努力をしてきました。それが何よりも大切だと思います。

いふことは、これは私は善意を持つ
見たわけでございます。
○米田勲君 局長にお尋ねしますが、
それでは、あなたは私の国会のこの委員会における発言の引用のしかたについて、さまざまなお方式を使っておりますが、妥当な引用の方式をとつておと判断するか、もしくは不恰当な引用をとつておとしかたをしておると考えますか、そ点について見解を承ります。
○政府委員(福井勲君) けさほど
ちょっと申し上げましたように、こ文章を読みましても、多少意味の取
にくい点もございまして、まあ、ま
い文章だと私は申し上げたわけでござ
いますが、そういった点から申しま
て、この引用のしかた等は御指摘の
りましたのように、私も適切を欠いて
るというふうに感じます。
○米田勲君 午前中にも、あなたの
弁の中に、そんなにひねった考え方
しないでもよいと思うのであります
こういうことばがあります。しかし
私はそんなにひねった考え方を、そ
な引用をしなくてよかつたのでは
いかというふうな安易な御答弁では
得できないのであります。明らかに
私はこの委員会の私の発言を冒瀆さ
ておると断定しておるのであります。
私はこの委員会の私の発言を冒瀆さ
ておると断定しておるのであります。
かし、問題をここまでつづきしたので
ありますから、はつきりした見解を
下の書いた文章に対し、それをかか
おうとする気持はよくわかります。
仕方は誤りだ、この文章全体は事実
異なる印象を読者に与えておるとい
ことを私ははつきり答えられるはずで
思つております。それをして答へ

主張する立場にあると私は思つてゐるのです。なぜかというと、私の国会における発言をこまごまに切りきさんで、それをでつち上げて、一つの文書をつくりあげたというその行為一つだけでも、私は今村課長の処分を要求する立場にあると確信をしておるのであります。このような文部省官僚は、すべからく文部省から追放すべきであります。特にあなたの初中局から追放すべきであります。それが最も適切な処分の方法だと思ひますが、局長はいかがに考えますか。

○政府委員(福田繁君) けさほども大臣からお答えございましたように、この問題につきましては、大臣からも御注意をいただきましたし、私といたしましても、今村課長に対しまして厳重に注意をうながしました。今後かかることのないよう注意をいたしまして処置をいたしたつもりでござります。

○米田勲君 それでは文部大臣にお尋ねをいたします。私の質問は、途中はとんど一問一答の形式を避けて、長時間にわたつてあなたに聞いていただきましたが、それらを全部お聞きになつて、なおその月報をお読みになつて、現在あなたは、その文章があなたの所管である文部省の一役人の手で書かれ、全国に一万八千部流されたことについて、どのような責任を感じおられるか、それとともに、責任を感じるということを明確にお答えいただけるなら、その責任はどんな形で今後実を結ばしていただけなのか、裏づけをお尋ねいたします。

ましては、けさほども申し上げました
ように、私も実はざつと目を通したの
であります。が、精読いたしたわけでも
ございませんでしたが、その読後感と
いたしまして、これは適當でない、こ
ういう文章でこういう月報に載せるよ
ういうことは必ずしも適當でない、かと
うに考えましたから、直ちに下僚に對
しまして、その注意を喚起し、今後こ
ういうことのないようにということと
いましめておるわけでござりますが、
先ほど来、米田さんのお話を伺ってお
りまして、私としましても、米田さんの
おっしゃるような印象を米田さんに与
えたということがあります。まことに、
とに遺憾なことだと存じております。
私のほんの通読でございましたが、讀
んだあとの感じが、米田さんによつて
一そう強く指摘せられたような氣持が
いたすのでございまして、この点は非
常に遺憾なことと存じ、本人には本人
のいろいろな考え方もあるし、思ひも
あらうかと思いますが、ともかく、そ
ういうふうに米田さんに受け取られる
ような文章を書き、これを世間にに出し
たということにつきましては、私はこ
の際衷心から遺憾の意を表したいと思
います。このようなことが二度とない
ように、私としましても努力いたした
ことによらず、文部省で起きました
ことにつきましては、すべての責任は
私にあるわけでございます。ことに國
会の皆さん方に対しましては、國務大
臣として、すべて私が文部省に関する
限り責任を負わなければなりません。
その意味におきましては、私は非常に
責任が——そういうふうなことで、
きょうこうして長時間にわたつていろ

いる御指摘を受け、また御批判もいた
だいた、そのこと自体に対しまして責
任を感じております。ただ、省内の工
務に対する関係におきましては、こち
が指導監督もこれまた私の任務であ
ります。責任がござります。その下僚のやり方を
したことについての処置ということにつ
きましては、大臣である私にひとつ
おまかせを願いたい、私は今後その地
域監督について遺憾のないよう努め
いたしてまいりたいと存じますので、
そのようにひとつお考えをいただきた
いと思います。

げておりません。先ほど申しました
うに、通読いたしまして注意をした。
はしなくもきょうそ点について御指
摘を同ったということでおざいます。
したがいまして、私は、米田さんのこ
とが単なる米田さんの主觀であるかば
うなのかということについて、かれ
れ申し上げようとは思つておらないで
あります。十分御検討の結果の御批
判でありますので、私いたしまして
も、この御批判に対しましては耳を傾
けているつもりでござります。また、こ
私の読後感というのも、まことに坦
白でございましたけれども、そのよ
な文章で、このような形で月報に出
たことは決して適当でない、そういうこ
感じがいたしたのであります。十分御
批判の点につきましては、私としま
てもよくひとつ考えさせていただきま
して、今後間違いないようにならし
いと思います。

うにしていただきたい。私はそのことをもって、どんなに自分の発言が誹されたり、また自分の立場としては得のできない扱い方をされたとしても、そのことをやつていただけるから、まず私は納得をします。第四に、今村課長の処分問題であります。局が先ほど嚴重に注意を与えるとこうを申されました。嚴重な注意を与える程度のことでは納得をしません。これは国会の問題について、これほどの生態をあえてしてかした今村課長は、なる厳重な注意を与えたという程度処分では納得ができません。したがて、私は、こういう行為をした彼にござわしい断固たる処置を強く要望して、以上、質問を終わらしていただきたいと思います。

針を批判する、こういった書類を定期刊行物として大量に発行をしていくと
いうことは、原則としてはやらないほ
うがよいと私は思うのですが、このこ
とについても、大臣は今回の問題を契
機に、省内で再検討する意思を持つて
おられますか。

うことは、文部省の眼界をこえた行為だと私は考えます。ただ、日教組の行動につきましては、場合によりましては文部省としても批判せざるを得ないと、いうことはあり得ると、私は思いました。

○政府委員(福田繁君)　まだ課長会議を開催いたしておりませんので、具体的に全般的な指導はいたしておりません。
○豊瀬植一君　国会における大臣答弁が、指導が行なわれないままに今日まで経過をしてきておりますが、指導を

○豊瀬禎一君 当然間違いなく指導されるべきであります。いま局長が答弁をしたような、新聞にかなり大きく載ったから、それでいいているというような判断は、あれほど大きな問題になつたことの事態に対し適切と思ひます。

で行なわれておるとするならば、非常に重要な問題だと思うんですね。この責任についてははどうお考えですか。

○國務大臣瀬尾吉春　日教組の運動方針でありますとか、大会の決議等は、これは事実として文部省としても知りたいところであります。また、関係者においても知りたいところであるうと存ります。客観的事実としてこれを報道するということは、私はこれは格別のことではない存ります。ただ、従来どんなん扱いをしてまいりましたか、この際、また十分検討してみたいと思います。

りを果たしてきたかどうかについても、大臣としては、省内の監督というか、仕事の把握としても調査をしていただきたいと思います。それから同じ行政指導に属することですが、たとえば本委員会で、あるいは国会等で質疑が行なわれ、その結論として、具体的にこういう行政指導をしますという大臣ないしは局長答弁が忠実に行なわれておるかどうかを、主要な問題については、その報告も積極的に、所管局、課は大臣に行なっておりますか。

行なわなかつた事態に立つて、大臣答弁したとおりに前の指導が是正されて行なわれておるという確信を持っておりますか。

○國務大臣(難尾弘吉君) 原局としましては、四月の課長会議で十分説明された。しかし、どうもこの趣旨、気持ちでござりますが、率直に申し上げますれば、もはや進んでいるくらいに実は思つたのであります。その点は私の思いと若干違つておるわけであります。しかし、おくれたということは、そのようなつもりで——これで四月に話をすれば事足りると、このようなつもりでおつたもの

すと、米田委員の御指摘になりましたが、採択に当たつての方法等、当委員会において結論を得ました事柄につきましては、情報として各教育委員会に全部それを流しております。したがつて、そのきめられた事柄に従つて措置するようとにという手配は、私どもとしてはいたしております。しかしながら、四月に主管課長会議を開く予定でござりますので、その際に、さらに具体的にこまかい点について、いろいろ質疑応答等を重ねて指導いたしたい、そういう

○國務大臣(灘尾弘吉君) 具体的な報
ことと関連する問題ですか。本日は時間がないので、具体的に指摘いたしませんが、地方課が日教組の地方組織の脱退または分裂の工作を裏面指導しておるという事態について、文部省の地方教育委員会等に対する行政指導として、そういうことが行なわれておるというふうなことを、否否はとかく聞きませんが、そういうことを報告を受けられたことがありますか。

○國務大臣(灘尾弘吉君) 事に応じて
報告しているものと私は思います。
○豊瀬楨一君 具体的になりますが、
主として米田委員が間われた二月の主
管課長会議における教科書法の説明に
ついて、大臣は取り消すというか、間違つ
た行政指導が行なわれたということを
認められたようですが、あの際の大
臣答弁は、教科書法の適切な解釈ある
いは運営の指導として、地方教育委員

管課長会議の際 十分事情を聞いて指導いたしたいと思つております。
○豊瀬慎一君 大臣にお尋ねしますが、教科書法の正当な解釈、それに基づいた運用ということは、事が直接児童生徒に關係を持つ教科書であるだけに重要な問題と思うのですが、これが新聞に載つたから大体間違ひなく進んでおるだらうということで、文部省の責任が果されておるというお考えですか。

だと考えます。私もいさか、まだ力が足りませんが、この点はいま局長の申しますように、課長会議において十分説明をいたしたいと思います。

○**豊瀬禎一君** なかなか適切であつたかどうか、すなおな回答をなさらぬよろしくですが、地方教育委員会がさきに行なわれた行政指導に基づいて、教科書法の実際の運用といいますか、準備工作用にいっていらないという自信は、大臣

○豊瀬植一君 大臣は部下を大切にして、どうも若干怠慢のそりを免れないと、いう答弁をなさぬですが、主管局長としては、今まで指導しなかつたのは当然怠慢であると思っておられるでしょうが、いま説明された情報なるものは、文部省の文書としてどういう性格を持つておるものですか。

告を受けたことはございません。
○豊潤楨一君 大臣はそういう指導が
行なわれることが当然であるという見
解でしようか。

会にすでに周知徹底されているという報告を受けておりますか。

○國務大臣(灘尾弘吉君) そのとおりに扱っているものと心得ております。

○豊瀬慎一君 局長にお尋ねしますが、長々とお答えいただく必要はないですから、そのことについてどういう指導が行なわれておるか、報告をしてください。

○國務大臣(灘尾弘吉君) これは私の早合点であつたのかしれません。私としましては、もちろんお約束したとおりのことはやるつもりでおるわけあります。まだ、いまだにその機会がなかつたといいたしますれば、私の早合点でございました。間違いなくこの趣旨は徹底するつもりでおりますから、そのようにひとつ御了承願いたいと思い

も絶対持ち得ないと思ひます。これは私どもが調査したところによりまして、も、やはり一番心配をした広地域採択の指導とか、その他の問題について、従前の指導どおり行なわれておるやに聞いておるわけです。もしこれがどこかの委員会で、新聞に載つておったから、知らないほうの委員会が間違いだという考え方で、そうした運用が地方

したと記憶いたしております。

○**豊瀬慎一君** 内簡は、局長名です
か、課長名ですか。

○**政府委員(福田繁君)** 課長名だと考
えております。

○**豊瀬慎一君** その内簡の中に記され
ておる主たる事項は何と何ですか。

○**政府委員(福田繁君)** 採択に関する
事柄につきまして、当委員会において

御指摘になつた点でございます。

○豊瀬楨一君 採択に関する事柄だけですか。それとも、本委員会で米田君が主として質疑を行なつた点といいますか、もつと的確にいえば、教科書法について質疑応答あるいは大臣の答弁等、主要なものは全部入つております。

か。

○政府委員(福田繁君) 法の解釈あるいは法の運用につきましては、次官通達なり、私の名前をもちまして通達が出ております。したがいまして、そちらに流しております。

○豊瀬楨一君 その二つの資料によつて、間違なく適法な地方教育委員会の行政運営が行なわれておるという責任を持つことができますか。

○政府委員(福田繁君) 適切に行なわれるものだと考えております。

○豊瀬楨一君 委員長を通して、いま言われた次官通達と、それから情報なるものをお次期委員会に提出をしてください。

○委員長(中野文門君) ちょっとと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中野文門君) 速記を起こして。 本日の委員会は、これをもちまして散会いたします。

午後八時三十五分散会

三月二十六日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は二

月十一日)

一、義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

三月二十七日本委員会に左の案件を付託をされた。

一、養護教諭を必置とするための学

校教育法の一部改正等に関する請

願(第一二二三七号)(第一二二三八

号)(第一二五五号)(第一二五六

号)(第一二六五号)(第一二九〇

号)(第一二九一号)(第一二三四

号)(第一二三一五号)(第一二三一六

号)(第一二三一七号)(第一二三一八

号)(第一二三一九号)(第一二三二〇

号)(第一二三一五号)(第一二三一六

号)(第一二三一七号)(第一二三一八

号)(第一二三一九号)(第一二二五四

号)(第一二二七六号)(第一二二九九

号)

一、靖國神社の國家護持に関する請

願(第一二二三九号)(第一二二五四

号)(第一二二七六号)(第一二二九九

号)

一、国内産牛乳による学校給食制度

の法制化に関する請願(第一二三二

号)(第一二三三九号)(第一二二五四

号)

第一二二三七号 昭和三十九年三月十

二日受理

養護教諭を必置とするための学校教育

法の一部改正等に関する請願(三通)

請願者 静岡県浜松市古川町一

三七 斎藤雄外千八百

四十三名

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一二二三八号 昭和三十九年三月十

二日受理

養護教諭を必置とするための学校教育

法の一部改正等に関する請願

請願者 郡馬県伊勢崎市日吉町

五九 五十嵐碩七外四

百七十七名

紹介議員 横山 フク君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一二二三九号 昭和三十九年三月十

二日受理

養護教諭を必置とするための学校教育

法の一部改正等に関する請願

請願者 千葉県松戸市下矢切九

六ノ五 小川フジエ

紹介議員 米田 敦君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一二二九〇号 昭和三十九年三月十

七日受理

養護教諭を必置とするための学校教育

法の一部改正等に関する請願

請願者 大阪府泉南郡泉南町岡

谷川ハナ

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一二二五五号 昭和三十九年三月十

二日受理

養護教諭を必置とするための学校教育

法の一部改正等に関する請願

請願者 兵庫県加古川市尾上町

長田 福谷寿美子外五

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一二二九一号 昭和三十九年三月十

七日受理

養護教諭を必置とするための学校教育

法の一部改正等に関する請願

請願者 田 山野穂夫外一名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一二二五六号 昭和三十九年三月十

二日受理

養護教諭を必置とするための学校教育

法の一部改正等に関する請願

請願者 兵庫県加古川市尾上町

長田 福谷寿美子外五

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一二二九二号 昭和三十九年三月十

七日受理

養護教諭を必置とするための学校教育

法の一部改正等に関する請願(三通)

請願者 横浜市南区吉野町一

ノ一 井上とし子外百

紹介議員 相澤 重明君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一二二五六号 昭和三十九年三月十

二日受理

養護教諭を必置とするための学校教育

法の一部改正等に関する請願

請願者 山梨県中巨摩郡八田村

下高砂 三井真喜子外

紹介議員 濑谷 英行君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一二二五七号 昭和三十九年三月十

八日受理

養護教諭を必置とするための学校教育

法の一部改正等に関する請願

請願者 横浜市金沢区笠利谷町

四四四 田立はま子

紹介議員 豊瀬 横一君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一二二五八号 昭和三十九年三月十

八日受理

養護教諭を必置とするための学校教育

法の一部改正等に関する請願

請願者 千葉県市川市八幡五ノ

六四一 倉持キイ

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一二二五九号 昭和三十九年三月十

八日受理

養護教諭を必置とするための学校教育

法の一部改正等に関する請願

請願者 埼玉県川越市新宿町四

二五ノ四 細谷フク

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一二二九〇号 昭和三十九年三月十

八日受理

養護教諭を必置とするための学校教育

法の一部改正等に関する請願

請願者 千葉県松戸市下矢切九

六ノ五 小川フジエ

紹介議員 米田 敦君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一二二九一号 昭和三十九年三月十

八日受理

養護教諭を必置とするための学校教育

法の一部改正等に関する請願

請願者 横山 フク君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一二二九二号 昭和三十九年三月十

八日受理

養護教諭を必置とするための学校教育

法の一部改正等に関する請願

請願者 横山 フク君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一二二九三号 昭和三十九年三月十

八日受理

養護教諭を必置とするための学校教育

法の一部改正等に関する請願

請願者 横山 フク君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一二二九四号 昭和三十九年三月十

八日受理

養護教諭を必置とするための学校教育

法の一部改正等に関する請願

請願者 横山 フク君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一二二九五号 昭和三十九年三月十

八日受理

養護教諭を必置とするための学校教育

法の一部改正等に関する請願

請願者 横山 フク君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一二二九六号 昭和三十九年三月十

八日受理

養護教諭を必置とするための学校教育

法の一部改正等に関する請願

請願者 横山 フク君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一二二九七号 昭和三十九年三月十

八日受理

養護教諭を必置とするための学校教育

法の一部改正等に関する請願

請願者 横山 フク君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一二二九八号 昭和三十九年三月十

八日受理

養護教諭を必置とするための学校教育

法の一部改正等に関する請願

請願者 横山 フク君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一二二九九号 昭和三十九年三月十

八日受理

養護教諭を必置とするための学校教育

法の一部改正等に関する請願

請願者 横山 フク君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一二二九〇号 昭和三十九年三月十

八日受理

養護教諭を必置とするための学校教育

法の一部改正等に関する請願

請願者 横山 フク君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一二二九一号 昭和三十九年三月十

八日受理

養護教諭を必置とするための学校教育

法の一部改正等に関する請願

請願者 横山 フク君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一二二九二号 昭和三十九年三月十

八日受理

養護教諭を必置とするための学校教育

法の一部改正等に関する請願

請願者 横山 フク君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一二二九三号 昭和三十九年三月十

八日受理

養護教諭を必置とするための学校教育

法の一部改正等に関する請願

請願者 横山 フク君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一二二九四号 昭和三十九年三月十

八日受理

養護教諭を必置とするための学校教育

法の一部改正等に関する請願

請願者 横山 フク君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一二二九五号 昭和三十九年三月十

八日受理

養護教諭を必置とするための学校教育

法の一部改正等に関する請願

請願者 横山 フク君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一二二九六号 昭和三十九年三月十

八日受理

養護教諭を必置とするための学校教育

法の一部改正等に関する請願

請願者 横山 フク君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一二二九七号 昭和三十九年三月十

八日受理

養護教諭を必置とするための学校教育

法の一部改正等に関する

監督府の定めるところにより、第五十二条の大学に編入学することができる。

第六十二条及び第六十三条の規定は、第二項の大学については適用しない。

第一百九条及び第二百十条を次のように改める。

第一百九条及び第二百十条 削除

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の学校教育法（以下「旧法」という。）第一百九条第一項の規定による大学は、改正後の学校教育法（以下「新法」という。）第六十九条の二第二項の大学として設置されたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に旧法第一百九条第一項の大学に置かれている学科については、新法第四条の規定による設置の認可を受けることを要しない。

(日本学術會議法の一部改正)

4 日本学術會議法（昭和二十三年法律第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第一号中「同法第一百九条第一項の大学」を「学校教育法第百九条第一項の大学、同法による高等専門学校」を「学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校」に改める。

(私立学校法の一部改正)

5 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように

に改正する。

第五条第一項第一号中「大学院」の下に「短期大学の学科」を加える。

第三十条第一項第三号中「高等専門学校」を「短期大学及び高等専門学校」に改める。

(学校法人の寄附行為変更の経過措置)

6 この法律の施行の際学校法人の設置する旧法第一百九条第一項の大學生に現に置かれている学科の名称又は種類については、当該学校法人は、できる限りすみやかに、寄附行為をもつて定めなければならぬ。この場合においては、寄附行為の変更につき、所轄庁の認可を受けることを要しない。

(国民年金法の一部改正)

7 国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第八号中「同法第五十四条に規定する大学の夜間の学部」の下に「若しくは同法第六十九条の二第六項に規定する短期大学の夜間の学科」を加え、同号ロ中「これに相当する国立の学校」を「同法第六十九条の二第二項に規定する短期大学並びにこれらに相当する国立の学校」に改める。

昭和三十九年四月十日印刷

昭和三十九年四月十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局